

(平成22年5月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	59 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	49 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	50 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	35 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から50年12月まで

国民年金保険料が値上げする時期か、その少し前ぐらいに、国民年金保険料が未納になっている部分をさかのぼって納付できる制度があることを母親から聞いた。

納付した時期及び納付金額は詳しくは覚えていないが、A区役所のB出張所の窓口で「国民年金保険料を分割でも納付できます。」と聞いたので、夫婦二人分の納付書を作成してもらい、私の分の保険料は2万円又は3万円ぐらいで、夫の分は覚えていないが、同出張所の窓口で夫婦二人分の保険料を4回又は5回の分割で納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区役所のB出張所の窓口で、夫婦二人分の未納になっている国民年金保険料の納付書を作成してもらい、4回又は5回の分割で納付したと申し立てている。

そこで、申立人及びその夫の国民年金の加入手続時期をみると、昭和53年8月10日に国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるところ、申立人の夫の特殊台帳を見ると、55年6月9日に申立期間のうち、48年4月から50年12月までの国民年金保険料を特例納付していることが確認できる。

また、申立人とその夫の特殊台帳を見ると、昭和54年1月に申立期間直後の51年1月から53年3月までの国民年金保険料を夫婦共に過年度納付していることが確認できる上、同年4月以降、夫が60歳になるまでの間は夫婦共

に国民年金保険料はすべて納付されていることから、申立人とその夫の国民年金保険料の納付については、同一の納付行動がとられていたことがうかがえ、48年4月から50年12月までの保険料についても、申立人は、夫と同じく保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和43年10月から48年3月までについて、申立人の夫の国民年金加入期間は、すべて未納となっている。

また、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立人の当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年7月から62年3月までの期間並びに63年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年7月から62年3月まで  
② 昭和63年10月及び同年11月  
③ 平成元年1月から2年12月まで

私は、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和54年7月から国民年金に加入し、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付書で納付していたので、上記申立期間について、夫のみ納付済みの記録となっているにもかかわらず、私の記録が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年に国民年金に加入し、時期及び金額は定かではないが、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付書で納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及びその夫の保険料収納状況について、オンライン記録を見ると、夫婦二人分の保険料収納年月日が確認できる昭和60年4月から平成3年3月までの期間のうち、申立人は、昭和60年4月から同年10月までの保険料を同年11月に現年度納付、同年11月から61年3月までの保険料を62年6月に過年度納付するなど、そのほとんどの期間について3か月以上のまとまった月数単位で納付を行っている。一方、申立人の夫の収納年月日は、60年4月から62年3月までの保険料は2か月ごと、同年4月から平成3年3月までの保険料は毎月納付しているなど、ほぼ定期的に現年度納付した記録となっており、申立期間について夫婦二人分の保険料納付状況は一致しているとは言えず、夫婦二人分の保険料を申立人が一緒に納付していたとする陳述と符合しない。

しかし、申立期間①について、申立人の納付状況をオンライン記録で見ると、申立人は、申立期間①に続く昭和 62 年度の保険料を昭和 63 年 6 月に過年度納付しているが、この納付時点において、申立期間①の保険料は過年度納付が可能であったにもかかわらず、先に時効となる申立期間①の保険料を納付せず、その後の期間分のみを納付するのは不自然であり、納付時点において、申立期間①の保険料は納付済みであったものと考えられる。

また、申立期間②の保険料について、当時の現年度納付書は月ごとの納付書が 1 年分まとめて発行されていたが、申立人の納付状況を確認すると、オンライン記録の収納年月日から、申立期間②直前の昭和 63 年 9 月の保険料を同年 10 月に現年度納付し、申立期間②直後の同年 12 月の保険料を平成元年 1 月に現年度納付していることが分かり、前後の期間の保険料を納付していることを踏まえると、申立期間②の保険料も納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間③について、申立人は、申立期間③に続く平成 3 年 1 月から 4 年 3 月までの保険料を 5 年 2 月に過年度納付しているが、その納付時点において、申立期間③の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月までの期間並びに 63 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月

私は、昭和48年3月22日にA市B区役所で国民年金に任意加入した。その際に、保険料を1か月分納付した。その後、60歳になるまで未納及び延滞が無いように保険料を納付してきた。国民年金加入の際には、自らが納付の覚悟をした上で区役所に出向き手続をしている。その際には、当然区役所で当月分を納付するように言われたはずである。また、その時に保険料を納付していなければ、後で請求されたはずである。手続に行きながら保険料の納付をしないことは、私の性格からして考えられず、人間性まで問われるようで悲しくなる。

国民年金の加入手続をする際、私は、年度末だから来年度から納付しようとは考えず、区役所に行ける時に手続をしに行った。その時期が年度末であったので、区役所が記録ミスをしたのではないかと思っている。上記期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年3月にA市B区役所で国民年金に任意加入し、その際に、同年3月の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の保険料納付に関する状況をみると、特殊台帳及びオンライン記録並びに申立人の所持する国民年金手帳から、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であった昭和48年3月に任意で国民年金に加入した後、60歳で国民年金被保険者資格を喪失する平成21年\*月まで、申立期間の1か月を除き未納無く保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人が任意で国民年金の加入手続をしているにもかかわらず、保険料を納付しなかったとみるのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から同年12月まで

私は、国民年金に任意加入して以降、3か月に一度、自宅に来る集金人に遅滞なく保険料を納付してきた。

申立期間が未納とされているので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年12月9日に国民年金に任意加入して以降、保険料の納付を必要とする国民年金被保険者期間において、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、厚生年金保険被保険者及び第3号被保険者との切替手続も適切に行われていることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、その前後の期間は保険料を現年度納付し、当時において生活状況等に変化がなかったと陳述していることなどを踏まえると、申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から51年3月まで

私は、昭和49年4月に結婚後、夫が国民年金に加入していたので、私も区役所で国民年金の加入手続きを行い、私が夫婦二人分の保険料を区役所内の銀行窓口で納付してきた。

夫と一緒に保険料を納付していたのに、申立期間は、夫だけが保険料を納付済みであり、私が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後の昭和49年11月に払い出されているなど申立内容と符合する上、手帳記号番号の払出時点において、申立期間の保険料は、区役所内の銀行窓口で納付が可能であった現年度保険料である。

また、申立人及びその夫のオンライン記録を見ると、納付日が確認できる昭和60年4月以降、夫婦の納付日がすべて同一であることから、基本的に夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたものと考えられる上、申立人は、申立期間直後の51年4月以降、60歳期間満了までの約33年間、保険料をすべて現年度納付し、申立人の夫についても、申立期間の始まる50年1月以降、60歳期間満了までの約32年間、申立期間途中の同年7月から同年9月までの未納期間を除き、保険料をすべて現年度納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の夫には、申立期間途中で未納期間が存在するものの、当該期間は3か月と短期間であり、その前後の期間は保険料を納付済みであることなどから、納付意識の高い申立人が、当該期間の保険料を納付していたものとするのが相当である上、申立期間は15か月と比較的短期間であることなどを踏まえると、申立期間については、夫の保険料と一緒に現年度納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

国民年金保険料については、夫がいつも私の分と一緒に夫婦二人分を納付してくれていたのに、申立期間は、夫だけが保険料を納付済みであり、私が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後、60歳期間満了までの約24年間、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の夫は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳期間満了まで、申立期間を含めて保険料を完納していることから、申立人の保険料と一緒に納付してくれていたとする夫の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人及びその夫に係る国民年金手帳記号番号は夫婦連番である上、申立人の所持する領収証書を見ると、夫婦共に申立期間直後の昭和40年4月から42年3月までの期間及び43年7月から44年3月までの期間の保険料をさかのぼって同一日に納付していることなどから、基本的に夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたものと認められる。

さらに、申立人及びその夫は共に、当該保険料の納付により、それぞれ60歳期間満了まで保険料を納付することで年金受給資格期間を確保している上に、申立期間について、申立人の夫は年金を満額受給するために保険料を特例納付していることなどを踏まえると、夫が、申立人の保険料と一緒に特例納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から47年12月まで  
② 昭和49年1月から50年3月まで

私は、国民年金に加入した当初の期間は、国民年金保険料を納付していなかったが、昭和50年に長男が小学校へ入学したことを契機に、将来のことも考えて、過去にさかのぼれる分も含めて、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付することとしたように思う。

申立期間の保険料については、数枚の納付書を持ってA銀行B支店で、夫婦二人分をまとめて同時期に納付したと思う。納付書の入手方法等に関しては、はっきりとは覚えていないが、金額については、一人当たり4万円程度で、夫婦二人分を合わせて10万円はしなかったと思う。

昭和50年当時に、保険料をまとめて同時期に納付したことは間違いなく、申立期間の保険料がすべて未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市D区において、昭和41年6月1日に夫婦連番で払い出されており、また、特殊台帳を見ると、申立期間②直前の48年1月から同年12月までの国民年金保険料について過年度納付及び申立期間②直後の昭和50年度の保険料について現年度納付していることが確認でき、昭和50年の長男の就学を契機に過去の保険料も含めて納付したとする申立人の陳述内容と符合する。

また、申立人は、納付記録が始まる昭和48年1月以降、申立期間②を除き国民年金保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間②直前の昭和48年1月から同年12月までの国民年金保

険料を過年度納付した時点において、申立期間②の保険料を過年度納付することは可能であり、50年当時において、生活状況も安定して、現年度納付とともに過去の未納保険料の解消も図ろうとした申立人が、1年間分のみを過年度納付し、同様に過年度納付可能な申立期間②の保険料について未納のまま放置したとは考え難い。

加えて、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料として一人当たり4万円程度を同時期に納付したと陳述しているところ、昭和50年当時に申立期間②の保険料を含み納付可能な過年度保険料及び現年度保険料を納付したとした場合、その合計額は一人当たり3万3,900円となり、陳述の金額とおおむね一致する。

一方、申立人がさかのぼって国民年金保険料を納付したとする昭和50年当時は、第2回特例納付実施時期に当たっており、申立期間①の保険料について特例納付することは可能であるものの、その場合の申立期間①に係る一人当たりの保険料額は約12万円となり、陳述の金額とは一致しない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人から申立期間①の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から47年12月まで  
② 昭和49年1月から50年3月まで

私は、国民年金に加入した当初の期間は、国民年金保険料を納付していなかったが、昭和50年に長男が小学校へ入学したことを契機に、将来のことも考えて、過去にさかのぼれる分も含めて、妻が夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付することとしたように思う。

申立期間の保険料については、妻が数枚の納付書を持ってA銀行B支店で、夫婦二人分をまとめて同時期に納付したと思う。納付書の入手方法等に関しては、はっきりとは覚えていないが、金額については、一人当たり4万円程度で、夫婦二人分を合わせて10万円はしなかったと思う。

昭和50年当時に、妻が保険料を同時期にまとめて納付したことは間違いなく、申立期間の保険料がすべて未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市D区において、昭和41年6月1日に夫婦連番で払い出されており、また、特殊台帳を見ると、申立期間②直前の48年1月から同年12月までの国民年金保険料について過年度納付及び申立期間②直後の昭和50年度の保険料について現年度納付していることが確認でき、昭和50年の長男の就学を契機に過去の保険料も含めて納付したとする申立人の妻の陳述内容と符合する。

また、申立人は、納付記録が始まる昭和48年1月以降、申立期間②を除き国民年金保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間②直前の昭和48年1月から同年12月までの国民年金保

険料を過年度納付した時点において、申立期間②の保険料を過年度納付することは可能であり、50年当時において、生活状況も安定して、現年度納付とともに過去の未納保険料の解消も図ろうとした申立人の妻が、1年間分のみを過年度納付し、同様に過年度納付可能な申立期間②の保険料について未納のまま放置したとは考え難い。

加えて、申立人の国民年金保険料納付を担っていたとする申立人の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料として一人当たり4万円程度を同時期に納付したと陳述しているところ、昭和50年当時に申立期間②の保険料を含み納付可能な過年度保険料及び現年度保険料を納付したとした場合、その合計額は一人当たり3万3,900円となり、陳述の金額とおおむね一致する。

一方、申立人の妻がさかのぼって国民年金保険料を納付したとする昭和50年当時は、第2回特例納付実施時期に当たっており、申立期間①の保険料について特例納付することは可能であるものの、その場合の申立期間①に係る一人当たりの保険料額は約12万円となり、陳述の金額とは一致しない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料納付を担っていたとする申立人の妻の記憶も明確では無く、申立期間①の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで  
② 昭和40年7月から42年3月まで  
③ 昭和46年4月から47年3月まで  
④ 昭和50年4月から同年8月まで

国民年金の加入時期等については、はっきりとは覚えていないが、国民年金への加入が義務になった旨の通知が送付されてきたので、直ちに私がA区役所で夫婦二人分の手続をしたはずである。

加入後の国民年金保険料の納付方法等については、はっきりとは覚えていないが、集金人に納付したことや、また、さかのぼって納付したような記憶は無く、私が定期的に納付書により金融機関で納付したと思う。

昭和50年9月に、家業の法人化に伴い厚生年金保険被保険者となるまでの期間、未納無く保険料をすべて納付してきたはずであり、申立期間①、②、③及び④の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間④について、特殊台帳を見ると、昭和47年度及び50年度の備考欄に納付勧奨の事跡があることから、昭和47年4月から国民年金被保険者資格を喪失した前月の50年8月までの国民年金保険料について納付書が発行されたものと推認できる。

この点、申立期間④直前の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、同年12月に一括して特例納付及び過年度納付していることが確認できることからみて、同様に納付勧奨を受けた申立期間④の保険料のみ未納であるのは不自然である。

また、申立人及びその妻は、昭和 50 年 9 月に、家業を法人化して厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、国民年金被保険者資格を喪失しており、当時は仕事も順調で経済的にも余裕があったものと認められる。

このような状況の下、5 か月と短期間でもある最後の国民年金被保険者期間の保険料のみ未納のまま放置したとは考え難い。

一方、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、当初、B 市 A 区において、昭和 39 年 5 月 25 日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間①のうち、36 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、37 年 1 月から 39 年 3 月までの保険料については過年度納付をすることが必要であるが、申立人はさかのぼって納付を行った記憶は無いとしている。

次に、申立期間②について、申立人及びその妻には、上記とは別に、B 市 C 区において、昭和 44 年 10 月に夫婦連番で職権により新たに国民年金手帳記号番号が払い出されており、また、申立人は、40 年 8 月に A 区から C 区へ転居したものの、国民年金法上の変更手続は行わなかったと陳述している。

これらのことから、申立人及びその妻は、C 区へ転居して以降、新たに払い出された国民年金手帳記号番号により国民年金保険料の納付を行ったと考えられるところ、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、昭和 41 年 12 月以前の保険料については、制度上、納付することができない。

また、申立人については、過年度納付可能な昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できるが、この点、申立人は、当該手帳記号番号の払出時点において、既に 36 歳であったことから、年金受給権確保のため、別途 2 年度分の過年度納付を行う必要があった一方、申立人の妻は 34 歳であったことから、その必要は無かったものと考えられる。

次に、申立期間③について、特殊台帳を見ると、昭和 50 年 12 月に、申立期間③直後の 47 年 4 月から同年 12 月までの 9 か月の国民年金保険料について特例納付、また、48 年 1 月から 50 年 3 月までの 27 か月の保険料について過年度納付していることが確認でき、この時点において、申立人及びその妻はいずれも、60 歳到達まで現年度保険料を完納したとしても、年金受給資格を満たすために必要な月数である 300 か月に 22 か月不足する状況にあったところ、特例納付及び過年度納付を合わせて 36 か月の未納保険料について納付を行ったものと考えられる一方、その前の期間に当たる申立期間③については、特例納付及び現年度納付がうかがえる事跡は認められない。

また、申立期間①、②及び③について、当時の国民年金保険料の収納方法は集金人による印紙検認が通例であったにもかかわらず、申立人は、納付書により金融機関で納付していたと陳述するなど、当時の保険料納付方法等に係る記憶は曖昧であり、当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうと

したが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

さらに、申立期間①、②及び③は、合わせて 69 か月に及んでおり、これほど複数回かつ長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで  
② 昭和40年7月から44年3月まで  
③ 昭和46年4月から47年3月まで  
④ 昭和50年4月から同年8月まで

国民年金の加入時期等については、はっきりとは覚えていないが、国民年金への加入が義務になった旨の通知が送付されてきたので、直ちに夫がA区役所で夫婦二人分の手続をしたはずである。

加入後の国民年金保険料の納付方法等については、はっきりとは覚えていないが、集金人に納付したことや、また、さかのぼって納付したような記憶は無く、夫が定期的に納付書により金融機関で納付したと思う。

昭和50年9月に、家業の法人化に伴い厚生年金保険被保険者となるまでの期間、未納無く保険料をすべて納付してきたはずであり、申立期間①、②、③及び④の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間④について、特殊台帳を見ると、昭和47年度及び50年度の備考欄に納付勧奨の事跡があることから、昭和47年4月から国民年金被保険者資格を喪失した前月の50年8月までの国民年金保険料について納付書が発行されたものと推認できる。

この点、申立期間④直前の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、同年12月に一括して特例納付及び過年度納付していることが確認できることからみて、同様に納付勧奨を受けた申立期間④の保険料のみ未納であるのは不自然である。

また、申立人及びその夫は、昭和 50 年 9 月に、家業を法人化して厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、国民年金被保険者資格を喪失しており、当時は仕事も順調で経済的にも余裕があったものと認められる。

このような状況の下、5 か月と短期間でもある最後の国民年金被保険者期間の保険料のみ未納のまま放置したとは考え難い。

一方、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、当初、B 市 A 区において、昭和 39 年 5 月 25 日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間①のうち、36 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、37 年 1 月から 39 年 3 月までの保険料については過年度納付をすることが必要であるが、申立人はさかのぼって納付を行った記憶は無いとしている。

次に、申立期間②について、申立人及びその夫には、上記とは別に、B 市 C 区において、昭和 44 年 10 月に夫婦連番で職権により新たに国民年金手帳記号番号が払い出されており、また、申立人の夫は、40 年 8 月に A 区から C 区へ転居したものの、国民年金法上の変更手続は行わなかったと陳述している。

これらのことから、申立人及びその夫は、C 区へ転居して以降、新たに払い出された国民年金手帳記号番号により国民年金保険料の納付を行ったと考えられるところ、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、昭和 41 年 12 月以前の保険料については、制度上、納付することができない。

また、申立人の夫については、過年度納付可能な昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できるが、この点、申立人の夫は、当該手帳記号番号の払出時点において、既に 36 歳であったことから、年金受給権確保のため、別途 2 年度分の過年度納付を行う必要があった一方、申立人は 34 歳であったことから、その必要は無かったものと考えられる。

次に、申立期間③について、特殊台帳を見ると、昭和 50 年 12 月に、申立期間③直後の 47 年 4 月から同年 12 月までの 9 か月の国民年金保険料について特例納付、また、48 年 1 月から 50 年 3 月までの 27 か月の保険料について過年度納付していることが確認でき、この時点において、申立人及びその夫はいずれも、60 歳到達まで現年度保険料を完納したとしても、年金受給資格を満たすために必要な月数である 300 か月に 22 か月不足する状況にあったところ、特例納付及び過年度納付を合わせて 36 か月の未納保険料について納付を行ったものと考えられる一方、その前の期間に当たる申立期間③についての特例納付及び現年度納付がうかがえる事跡は認められない。

また、申立期間①、②及び③について、当時の国民年金保険料収納方法は集金人による印紙検認が通例であったにもかかわらず、申立人の夫は、納付

書により金融機関で納付していたと陳述するなど、当時の保険料納付方法等に係る記憶は不明確であり、当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

さらに、申立期間①、②及び③は、合わせて 93 か月に及んでおり、これほど複数回かつ長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和25年7月1日）及び資格取得日（昭和25年11月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月1日から同年11月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社B支店に勤務した時期であり、継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和23年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25年7月1日に資格を喪失後、同年11月1日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間にA社B支店に勤務していたことが推認できる。

また、A社B支店は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無いが、オンライン記録から、申立人と同様に同社D本社から同社B支店へ転勤になったとする複数の同僚が、同社B支店に勤務した期間も同社D本社において厚生年金保険に引き続き加入していることが確認できる。

さらに、申立期間当時、A社においてC業務を担当していたとする元従業員は、「A社に入社し、厚生年金保険の加入手続をした従業員が継続して勤務し

ている場合、当該従業員が退職するまで給与から保険料控除を行っており、保険料控除しないことは考えられない。」としていることから、同社では、同社D本社から同社B支店へ転勤になった従業員についても、引き続き同社D本社において給与から保険料を控除していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和25年6月の社会保険事務所の記録から、4,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡しているため、明らかでないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年7月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年7月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和20年4月1日）及び資格取得日（昭和20年7月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を160円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和26年5月1日から同年6月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から同年7月1日まで  
② 昭和26年5月1日から同年6月1日まで  
③ 昭和41年3月1日から同年4月4日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、B社及びその関連会社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答をもらった。

申立期間①及び②については、昭和17年から37年まで、A社及びB社に継続して勤務した。

また、申立期間③については、昭和41年3月1日にC社に入社し、申立期間も継続して同社に勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年4月1日に資格を喪失後、同年7月1日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、B社の人事記録、同社労務担当者の陳述及び申立人保管の辞令通知書から判断して、申立人が申立期間も同社で継続して勤務していたことが認められる。

また、B社の労務担当者は、「辞令及び社員カードから判断すると、申立人は、昭和17年4月1日以降継続して正社員として勤務していたと思われる。そうであれば、申立期間の厚生年金保険料も控除していたはずである。」旨陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和20年3月及び同年7月の社会保険事務所の記録から、160円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の労務担当者が、当時何らかの事情により事務過誤が生じたものと考えられていることから、事業主から社会保険事務所の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、B社の人事記録、同社労務担当者の陳述及び申立人保管の辞令通知書から判断すると、申立人が申立期間も同社で継続して勤務し(昭和26年5月1日にA社からB社に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和26年6月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の労務担当者は、厚生年金保険被保険者資格取得届に事務過誤があったとしていることから、事業主が、昭和26年6月1日を資格取得日として届け、その結果社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履

行していないと認められる。

申立期間③については、雇用保険の記録、申立人提出のC社（現在は、D社）発行の辞令通知書及びD社の総務担当者の陳述から判断して、申立人が申立期間もC社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で資格を取得している日と同一日の昭和41年4月4日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、D社提出の申立人に係る昭和41年分所得税源泉徴収簿から、同年3月の厚生年金保険料が源泉控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年4月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年6月1日から20年4月1日まで

私は、B社に勤務しながら夜間学校に通学していたが、学校からの紹介により、同社を辞めると同時にC社に転職した。C社に入社したが、すぐにD社と合併してA社となり、E市に社屋を新築して移転した。同社では、F業務を担当したが、出張したこともあり、昭和20年3月まで勤務したのは間違いない。

しかし、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社での勤務状況、同社発足の経緯及び担当業務等の陳述内容が具体的であることなどから判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、同僚の陳述から判断すると、A社において申立人と同種の業務に従事していた複数の同僚には厚生年金保険の加入記録が確認できる上、勤労働員学徒については、本来、厚生年金保険の被保険者から除外される取扱いであったにもかかわらず、複数の勤労働員学徒が厚生年金保険に加入していることも確認できることから、同社では、勤務していた従業員をすべて厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、厚生年金保険の記号番号欄に『E』の記載がある被保険者が確認できるところ、管轄社

会保険事務所は、「戦後、事業所等に聞き取り調査を実施し、空襲等により焼失した被保険者名簿を復元した。その時の仮の番号として『E』を付番した。」旨回答していることから、現存する被保険者名簿は、戦災によりすべて焼失し、その後復元されたものであると認められる。しかしながら、当該被保険者名簿によると、相当数の被保険者の資格喪失日が何らかの事情により、その後に訂正されていることなどから、同名簿が完全に復元されたものであるとは考え難い。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に継続して勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険被保険者の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和18年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年4月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年1月11日から同年2月11日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月11日に、資格喪失日に係る記録を同年2月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和37年1月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月13日から28年6月ごろまで  
② 昭和28年6月ごろから29年8月ごろまで  
③ 昭和29年8月ごろから30年1月ごろまで  
④ 昭和30年1月ごろから同年6月ごろまで  
⑤ 昭和30年6月ごろから31年9月ごろまで  
⑥ 昭和31年9月ごろから33年3月1日まで  
⑦ 昭和37年1月11日から38年11月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。申立期間はそれぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間⑦について、申立人提出の昭和37年2月分の給料支払明細書から判断すると、申立期間のうち、同年1月11日から同年2月10日までの期間において、申立人は、A社に勤務し、同年1月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和37年1月の標準報酬月額については、上記の給料支払明細書における保険料控除額から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和37年8月1日に適用事業所となっており、同日までは適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、商業登記簿によると、32年3月22日に設立されており、同僚の陳述から、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、事業主は、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑦のうち、昭和37年2月11日から38年11月1日までの期間における申立人の勤務実態及び保険料控除について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した複数の同僚に照会を行ったものの、具体的な陳述は得られず確認することができなかった。

また、申立人提出の昭和37年3月分の給料支払明細書によると、同年2月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に該当する記録は見当たらない。

このほか、当該期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間①について、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録において、類似名称の事業所を含め検索したものの、B社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない。

また、B社の所在地を管轄する法務局に商業登記簿の記録も無いことから、同事業所の役員等を確認することができず、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除について事情照会をすることができない。

なお、申立人は、B社のI業務場で勤務していたと陳述していることから、同事業所はC事業店であったと考えられるところ、当時の厚生年金保険法において、C事業店は非適用業種に当たることから、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが考えられる。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、D社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録において、類似名称の事業所を含め検索したものの、D社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない。

また、D社の所在地を管轄する法務局に商業登記簿の記録も無いことから、同事業所の役員等を確認することができず、これらの者から申立人の勤務実態

及び保険料控除について事情照会をすることができない。

なお、申立人は、D社のI業務場で勤務していたと陳述していることから、同事業所はC事業店であったと考えられるところ、当時の厚生年金保険法において、C事業店は非適用業種に当たることから、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが考えられる。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらず、このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、E社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録において、類似名称の事業所を含め検索したものの、E社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない。

また、E社の所在地を管轄する法務局に商業登記簿の記録も無いことから、同事業所の役員等を確認することができず、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除について事情照会をすることができない。

なお、申立人は、E社のI業務場勤務していたと陳述していることから、同事業所はC事業店であったと考えられるところ、当時の厚生年金保険法において、C事業店は非適用業種に当たることから、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが考えられる。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に該当する記録は見当たらず、このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④について、申立人は、F社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録において、類似名称の事業所を含め検索したものの、F社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない。

また、F社の所在地を管轄する法務局に商業登記簿の記録も無いことから、同事業所の役員等を確認することができず、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除について事情照会をすることができない。

なお、申立人は、F社のI業務場で勤務していたと陳述していることから、同事業所はC事業店であったと考えられるところ、当時の厚生年金保険法において、C事業店は非適用業種に当たることから、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが考えられる。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に該当する記録は見当たらず、このほか、申立人が申立期間④において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤について、申立人は、G社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録において、類似名称の事業所を含め検索したものの、G社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない。

また、G社の所在地を管轄する法務局に商業登記簿の記録も無いことから、同事業所の役員等を確認することができず、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除について事情照会をすることができない。

なお、申立人は、G社のI業務場で勤務していたと陳述していることから、同事業所はC事業店であったと考えられるところ、当時の厚生年金保険法において、C事業店は非適用業種に当たることから、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが考えられる。

さらに、オンライン記録において申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に該当する記録は見当たらず、このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑥について、同僚の陳述及び申立人は、H社の業務内容及び所在地を明確に記憶していることから判断すると、申立人は、少なくとも昭和31年12月ごろから33年2月ごろまでの期間において、同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、H社は、「申立期間当時の資料は保存されていないため、申立期間における保険料控除等は不明。」と回答している。

また、同僚は、「私は入社後、約1年経過した時に、正社員となったので、厚生年金保険に加入するように勧められ、被保険者資格を取得したが、私以外のJ業務担当者が、年金に加入するように勧められていたことは記憶に無い。また、厚生年金保険に加入していない期間は保険料を控除されていなかったと思う。」旨陳述している。

さらに、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の同僚を抽出調査したが、申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除について、具体的な陳述を得ることはできなかった。

加えて、オンライン記録において申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に該当する記録は見当たらず、このほか、申立人が申立期間⑥において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦のうち、昭和37年2月11日から38年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C部における資格喪失日に係る記録を昭和32年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社C部D工場から同社E工場に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録、F健康保険組合が保管する被保険者記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社で継続して勤務し（A社C部D工場から同社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社C部D工場から同社E工場への異動日は明確ではないが、同社D工場は、昭和32年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元同僚の同社D工場における被保険者資格の喪失日も同一日となっていることから、同日を申立人の同社C部D工場における資格喪失日とするのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C部における昭和32年3月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月31日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社B支店から同社本社工場へ異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

C社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社で継続して勤務し（昭和37年8月1日にA社B支店から同社本社工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和37年6月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和37年7月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年2月1日から10年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年2月1日から10年10月1日まで  
② 平成10年10月1日から13年10月21日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額よりも低く記録されていることが分かった。

特に、申立期間①については、さかのぼって記録が訂正されているが、この期間の給与からは従前の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていた。

申立期間②についても、標準報酬月額を低く訂正したことを事業主から説明された覚えはないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり、41万円と記録されていたところ、平成10年3月2日付けで、8年2月1日にさかのぼって30万円に引き下げられ、10年10月1日の定時決定まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、複数の同僚についても、さかのぼって標準報酬月額が引き下げられている。

しかし、申立人の所持する預金通帳の記録を見ると、申立期間においても、当初の標準報酬月額である41万円を上回る額の給与が振り込まれていることが確認できる。

さらに、A社の元事業主は、「申立期間当時、当社には社会保険料の滞納があった。」旨陳述しているところ、滞納処分票によると、同社は、申立期間に

において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

加えて、法人登記の記録によると、申立人はA社の役員ではなかったことが確認でき、同社の元事業主も、申立人はB業務従事者であり、厚生年金保険の届出事務には関与していないと陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成10年3月2日付けで行われた<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理は事実<sup>そきゅう</sup>に即したものと<sup>そきゅう</sup>は考え難く、申立人について8年2月1日にさかのぼって標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、オンライン記録において、前述の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）において、標準報酬月額が30万円と決定されており、以後、毎年同額で定時決定が行われている。

また、申立人の所持する預金通帳の記録を見ると、41万円を上回る額の給与が振り込まれているが、A社の元事業主は、「申立人の標準報酬月額を訂正した後は、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料しか控除していない。」と陳述しているところ、申立人提出の平成11年分給与所得の源泉徴収票に記載のある社会保険料等の金額及び給与支払明細書（平成13年6月分）に記載のある社会保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事業は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年9月について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月1日から平成14年7月1日まで

私は、昭和54年3月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得し、平成14年7月1日に資格を喪失した。

在籍期間中に係る標準報酬月額が、私が所持している当時の給与明細書の保険料額と差があり、社会保険事務所（当時）が記録している標準報酬月額について納得できない。

申立期間について、給与支給総額に基づいた標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書から、申立人は、申立期間のうち、平成4年9月に係る標準報酬月額において、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が平成18年3月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行った

か否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間のうち、平成4年9月を除く期間（291か月）について、申立人が所持している61か月分の給与明細書を見ると、上記1か月分を除き、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、A社において被保険者記録を有する事業主の長男は、「当時は、経営不振であるという会社の事情と、従業員も手取り額が多い方がいいという理由で、標準報酬月額は本人と決めていた。」と陳述しており、人事・総務も担当していた同僚及びその他の同僚も、「標準報酬月額は、総支給額より安く設定されており、手取りが増えてありがたいことと思っていた。標準報酬月額については、事業主と相談して決めていた。」、「現在、当時の標準報酬月額について知っているが、妥当な金額であると思う。」と陳述している。

このほか、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認できる資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成4年9月を除く期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 5 日から 44 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 2 月 21 日まで

厚生年金保険加入期間について照会申出書を提出したところ、平成 9 年 10 月 27 日付け C 社会保険事務所(当時)より、A 社に勤務していた昭和 38 年 4 月 5 日から 44 年 4 月 1 日までの期間及び B 社に勤務していた同年 4 月 1 日から 45 年 2 月 21 日までの期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受け、初めて知った。

脱退手当金の給付制度を知らなかったので手順のしようもなく、また、代理で手続きしてくれるような友人もいなかった。

脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の 2 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、しかしながら、4 回の被保険者期間のうち、2 回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間②に係る事業所の厚生年金保険を申立人と同時期に資格を喪失している者のうち、連絡先が把握できた 3 名の者から当該事業所における当時の脱退手当金の受給状況について聴取したところ、いずれの者からも事業主による代理請求をうかがうことはできず、そのうち 1 名の者は自身の意思で請求したと陳述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和25年1月1日に、同社D支店における資格取得日に係る記録を28年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、25年1月は7,000円、28年11月から29年3月までは6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年1月1日から同年2月12日まで  
② 昭和28年11月30日から29年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、両申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①は、同社E出張所から同社C支店に異動した時期であり、また申立期間②は、同社E出張所から同社D支店に異動した時期であって、ともに同社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人に係る在職証明書、経歴書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和25年1月1日にA社E出張所から同社C支店に異動、28年11月30日に同社E出張所から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における

昭和 25 年 2 月の社会保険事務所の記録から 7,000 円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社 D 支店における 29 年 4 月の社会保険事務所の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年9月1日から同年10月22日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年10月22日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年9月1日から同年10月22日まで  
② 昭和34年5月18日から36年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、両申立期間について加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には、昭和31年5月から36年4月まで継続して勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間当時の元上司及び複数の元同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し(昭和33年10月22日にA社B出張所からC社に出向、厚生年金保険はA社E本社にて加入)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年8月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は昭和59年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も、既に死亡しているため、確認することができず、このほかに関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判

断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に厚生年金保険被保険者資格の取得記録がある元同僚の3人は「申立人は、D業務に従事するためにA社を退社した。」と陳述しており、このうちの1人は、「私が昭和35年10月に入社した時、申立人は、既にA社を退職し、D業務に従事しており、同社に出入りしていた。」と陳述している。

また、申立人が、申立期間当時に当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人は、死亡又は高齢のため、申立期間における勤務状況を確認することができない上、当該事業所は、上述のとおり昭和59年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡しているため、申立期間②における勤務状況を確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿には、健康保険被保険者証が返納された記録のあることが確認でき、同名簿に不自然な記録訂正の形跡は見られない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和18年4月1日、資格喪失日は20年6月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和18年4月から20年5月までは30円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年8月20日まで

私は、B学校からの紹介で、A社に入社し、昭和18年4月1日から20年8月20日まで勤務していた。また、会社は軍需工場であったので厚生年金保険に加入していたはずであるが、申立期間が被保険者期間とされておらず納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述内容及び被保険者記録から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、基礎年金番号に未統合となっている申立人と氏名及び生年月日が一致するA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

しかし、当該被保険者台帳によると、A社において、昭和18年4月1日に資格を取得した記録は確認できるものの、資格喪失日に係る記録は確認することができない。また、複数の被保険者についても、同日に資格を取得している記録は確認できるものの、資格喪失日はいずれも記録されていない。

さらに、当該被保険者台帳において、「全期間に対する名簿：昭和20年\*月\*日（焼失）」及び「全部照合不能台帳：昭和32年2月1日（認定日）」の押印が認められることから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は戦災により焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和23年7月1日に同社が復興

し新たに適用事業所となった際に作成されたものとみられる。

一方、当該被保険者名簿によるとA社が適用事業所となった日は昭和23年7月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。しかし、上記のとおり被保険者台帳の記録により、複数の同僚が申立期間において資格を取得していることから、当時の厚生年金保険法（労働者年金保険法）に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

加えて、申立人及び複数の同僚は、「昭和20年\*月にA社は全焼した。」と陳述している上、申立期間中にA社において被保険者記録があるこれら複数の同僚の資格喪失日は昭和20年6月1日が最後となっていることから、同社は焼失により同日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は、昭和18年4月1日であると認められる。また、資格喪失日については、上記の複数の同僚に係る資格喪失日である20年6月1日と考えるのが相当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の未統合となっている申立人のA社における厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和18年4月から20年5月までは30円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年6月1日から同年8月20日までの期間については、同僚の陳述等によっても申立人の勤務実態を確認することはできず、事業主も当時の資料は無く不明と回答しているなど、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和20年6月1日から同年8月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

私は、昭和40年4月1日から42年3月31日までA社に継続して勤務していた。厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。経歴証明書からも同社に在籍していたことが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D社（B社の関連会社で申立人が最後に勤務していた会社）提出の経歴証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和40年7月20日にA社本社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和40年8月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和18年1月1日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社(現在は、B社)における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日(昭和18年1月1日)及び資格取得日(昭和18年3月1日)を取り消し、当該期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和18年1月及び同年2月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和21年3月1日から22年5月2日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年5月2日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和21年3月は50円、同年4月から22年4月までは150円とすることが妥当である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和22年11月1日から23年8月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を22年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年11月から23年1月までは600円、同年2月から同年7月までは500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和22年11月から23年7月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年1月1日から同年3月1日まで  
② 昭和21年3月1日から23年8月2日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、昭和18年1月1日から同年3月1日までの期間(申立期間①)及び21年3

月 1 日から 23 年 8 月 2 日までの期間（申立期間②）が厚生年金保険の未加入期間とされている。

しかし、私は、昭和 17 年 6 月 6 日に A 社に入社してから 56 年 4 月 30 日に退職するまで同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、社会保険事務所の記録では、A 社において昭和 17 年 6 月 8 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、18 年 1 月 1 日に資格を喪失後、同年 3 月 1 日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、B 社提出の在籍期間証明書から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚は、「当時の A 社では、すべての男性従業員が厚生年金保険に加入していた。」旨陳述している上、C 社の事務担当者は、「申立人が申立期間に A 社に在籍していたのであれば、厚生年金保険に加入しており、当時の社会保険事務担当者は、給与から保険料を控除していたはずである。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 17 年 12 月及び 18 年 3 月の社会保険事務所の記録から、50 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと主張しているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 18 年 1 月及び同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、B 社提出の在籍期間証明書から、申立人が申立期間に同社に在籍していたことが確認できる。

また、D 県提出の兵籍簿から、申立人は、昭和 19 年 11 月 8 日に召集され、22 年 10 月 14 日に復員したことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は昭和 21 年 3 月 1 日に A 社での厚生年金保険被保険者資格を喪失している。

しかしながら、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 では、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入することとされている。

したがって、申立期間②のうち、申立人が召集されていた昭和 21 年 3 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までの期間については、仮に、被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和 22 年 5 月 2 日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 21 年 2 月の社会保険事務所の記録から、同年 3 月は 50 円、同年 4 月から 22 年 4 月までは 150 円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、昭和 22 年 11 月 1 日から 23 年 8 月 2 日までの期間について、D 県提出の兵籍簿の記録及び B 社提出の申立人に係る人事カードに記載されている失業保険の被保険者資格の取得日等から判断すると、申立人は、22 年 10 月 14 日に復員した後、同年 11 月 1 日に A 社に復職し、申立期間を含めて継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、C 社の事務担当者は、「申立人が申立期間に A 社に勤務していたのであれば、厚生年金保険に加入しており、当時の社会保険事務担当者は、給与から保険料を控除していたはずである。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 22 年 11 月 1 日から 23 年 8 月 2 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人とほぼ同年齢の同僚の標準報酬月額の記録から、昭和 22 年 11 月から 23 年 1 月までは 600 円、同年 2 月から同年 7 月までは 500 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと主張しているものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和 22 年 5 月 2 日から同年 11 月 1 日までの期間について、上記のとおり、D 県提出の兵籍簿の記録から、申立人が同年 10 月 14 日まで召集されていたこと、及び B 社提出の申立人に係る人事カードから、



失業保険の資格取得日が同年 11 月 1 日であることが確認できる上、事業主及びA社の同僚からは、申立期間における申立人の勤務実態に関する陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、昭和 22 年 5 月 2 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和25年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和25年4月1日から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社発行の在籍証明書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において同社で継続して勤務したことが認められる。

また、申立人のC健康保険組合における資格取得日は昭和25年4月1日と記録されているところ、同健康保険組合は、「当健康保険組合の設立は昭和31年8月であるが、設立前からA社において被保険者であった者については、同社での政府管掌健康保険の資格取得日を当健康保険組合の資格取得日としたものと思われる。」と陳述している。

さらに、申立人提出の申立人と同期入社に従業員を中心とする親睦団体の名簿に記載された20人のうち、オンライン記録で被保険者記録が確認できる15人中12人が昭和25年4月1日又は同月4日に資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社 B工場における昭和 25 年 5 月の社会保険事務所の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月31日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B支店で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和51年7月31日まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の労働者名簿及び雇用保険の記録により、申立人が同社B支店に昭和51年7月31日まで勤務したことが認められる。

また、A社は、「当社では、申立期間当時も現在も保険料は翌月控除であり、月末に退職した従業員については、2か月分の保険料を控除している。」と陳述しているところ、昭和46年3月末に退職したとする同社の元従業員から提出された同年3月分の給与明細書を見ると、2か月分の保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和51年6月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 51 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和33年4月から勤務しており、保険料控除が記載されている申立期間の給与支給明細書を提出するので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書により、申立人が申立期間にA社で継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、事業主の所在も不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成16年6月を22万円、同年7月から19年2月までの期間を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月1日から19年3月16日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が、給与明細書に記載されている給与額より低く記録されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、給与明細書から、平成16年6月は22万円、同年7月から19年2月までは18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、給料明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、申立期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、27万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を27万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細表により、申立人は、申立期間において、27万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、15万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を15万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細表により、申立人は、申立期間において、15万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、22万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を22万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細表により、申立人は、申立期間において、22万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、23万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を23万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細表により、申立人は、申立期間において、23万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、35万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を35万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細表により、申立人は、申立期間において、35万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、22万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を22万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細表により、申立人は、申立期間において、22万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、17万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を17万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細表により、申立人は、申立期間において、17万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、78万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を78万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細表により、申立人は、申立期間において、78万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、13万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を13万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細表により、申立人は、申立期間において、13万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、58万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を58万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細表により、申立人は、申立期間において、58万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、23万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を23万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細表により、申立人は、申立期間において、23万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、27万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を27万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細表により、申立人は、申立期間において、27万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、11万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を11万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細表により、申立人は、申立期間において、11万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、20万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細表により、申立人は、申立期間において、20万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月25日に支給された賞与において、32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月25日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賞与支払明細によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与支払明細により、申立人は、平成16年12月25日に支給された賞与において、32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月25日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月25日に支給された賞与において、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月25日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賞与支払明細によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与支払明細により、申立人は、平成16年12月25日に支給された賞与において、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月25日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 大阪厚生年金 事案 6301

### 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月25日に支給された賞与において、32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月25日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賞与支払明細によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与支払明細により、申立人は、平成16年12月25日に支給された賞与において、32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月25日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月25日に支給された賞与において、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月25日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賞与支払明細によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与支払明細により、申立人は、平成16年12月25日に支給された賞与において、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月25日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月25日に支給された賞与において、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月25日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賞与支払明細によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与支払明細により、申立人は、平成16年12月25日に支給された賞与において、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月25日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 大阪厚生年金 事案 6304

### 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月25日に支給された賞与において、38万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月25日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賞与支払明細によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与支払明細により、申立人は、平成16年12月25日に支給された賞与において、38万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月25日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月10日、17年7月8日及び同年12月9日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を16年12月10日は37万5,000円、17年7月8日及び同年12月9日は46万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日  
③ 平成17年12月9日

申立期間①、②及び③に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の給与台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(平成16年12月10日は37万5,000円、17年7月8日及び同年12月9日は46万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月10日、17年7月8日及び同年12月9日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月10日、17年7月8日及び同年12月9日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を16年12月10日は81万2,000円、17年7月8日及び同年12月9日は83万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日  
③ 平成17年12月9日

申立期間①、②及び③に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の給与台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(平成16年12月10日は81万2,000円、17年7月8日及び同年12月9日は83万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月10日、17年7月8日及び同年12月9日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月10日、17年7月8日及び同年12月9日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を16年12月10日、17年7月8日及び同年12月9日は100万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日  
③ 平成17年12月9日

申立期間①、②及び③に支給された賞与が社会保険事務所（当時）に未届けとなっているが、A社保管の給与台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日、17年7月8日及び同年12月9日は100万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月10日、17年7月8日及び同年12月9日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月10日、17年7月8日及び同年12月9日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を16年12月10日は63万7,000円、17年7月8日及び同年12月9日は72万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日  
③ 平成17年12月9日

申立期間①、②及び③に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の給与台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(平成16年12月10日は63万7,000円、17年7月8日及び同年12月9日は72万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月10日、17年7月8日及び同年12月9日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月10日、17年7月8日及び同年12月9日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を16年12月10日は43万7,000円、17年7月8日及び同年12月9日は68万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日  
③ 平成17年12月9日

申立期間①、②及び③に支給された賞与が社会保険事務所（当時）に未届けとなっているが、A社保管の給与台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は43万7,000円、17年7月8日及び同年12月9日は68万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月10日、17年7月8日及び同年12月9日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月10日、17年7月8日及び同年12月9日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を16年12月10日は9万円、17年7月8日は6万円、同年12月9日は7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日  
③ 平成17年12月9日

申立期間①、②及び③に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賃金台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(平成16年12月10日は9万円、17年7月8日は6万円、同年12月9日は7万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月10日、17年7月8日及び同年12月9日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成17年7月8日及び同年12月9日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を17年7月8日及び同年12月9日は42万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月8日  
② 平成17年12月9日

申立期間①及び②に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賃金台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(平成17年7月8日及び同年12月9日は42万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年7月8日及び同年12月9日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成17年7月8日及び同年12月9日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を17年7月8日は10万円、同年12月9日は60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月8日  
② 平成17年12月9日

申立期間①及び②に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賃金台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(平成17年7月8日は10万円、同年12月9日は60万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年7月8日及び同年12月9日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月9日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を11万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賃金台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、平成17年12月9日に支給された賞与において、11万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年12月9日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月9日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を33万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賃金台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、平成17年12月9日に支給された賞与において、33万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年12月9日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月10日、17年7月8日及び同年12月9日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を16年12月10日は131万2,000円、17年7月8日及び同年12月9日は137万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日  
③ 平成17年12月9日

申立期間①、②及び③に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の給与台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(平成16年12月10日は131万2,000円、17年7月8日及び同年12月9日は137万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月10日、17年7月8日及び同年12月9日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで

時期は定かでないが、母が、A市役所で私の国民年金の加入手続きをしてくれたと思う。母は、加入手続き後、私の未納となっていた保険料を一括して納付してくれたと思う。

私は、申立期間の保険料の納付を母に任せていたため、納付時期及び納付金額など詳しいことは分からないが、生前母から、最初からさかのぼって支払ったとの内容の話を聞いたことがあり、母親が納付してくれたと思うので、納付記録をもう一度よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入時期をみると、国民年金法附則18条に基づく特例納付実施期間（第2回）中である昭和50年7月ごろに国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。

そこで、申立人の納付記録を見ると、加入手続き直後の昭和50年10月24日に申立期間直前の41年7月から46年3月までの期間（57か月）の保険料を特例納付していることが特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿から確認できる。

しかし、申立人は、昭和50年10月時点において29歳であり、自身が60歳に到達するまで保険料を完納すれば、老齢年金の受給資格である300か月の納付期間を確保できる状況であることから、この特例納付は受給権確保の目的で行われたものではないものと考えられる。

また、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶は定かでない上、申立人の保険料納付を担当した母親は既に亡くなっていることから昭和50年当時の納付状況（納付場所、納付金額及び納付方法等）を確認でき

ない。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成元年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成元年8月まで

私は、独立開業した昭和50年6月に、妻と共に国民年金に加入した。国民年金保険料は、私が夫婦二人分を、主として店舗の近くの銀行で、納付書で納付した。

申立期間について、妻は納付済みなのに、私の保険料のみ未納とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年6月以降、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたので、申立期間について、妻は納付済みなのに、自分の保険料のみ未納とされていることに納得できないと申し立てている。

そこで、夫婦の納付記録を見ると、昭和50年6月から56年3月までの保険料について、夫婦共に現年度納付していることが確認できるが、申立期間直前の同年4月から60年3月までの保険料については、妻は現年度納付、申立人は申請免除（うち、昭和58年11月から60年3月までの保険料については平成5年11月及び6年4月に追納）の記録となっており、申立内容と符合しない。

また、申立期間直後の平成元年9月以降の夫婦の納付記録を見ると、保険料納付月の確認できる3年10月以降について、申立人とその妻が必ずしも同一年月日に納付していた訳ではなかったことが確認でき、申立内容と符合しない。

さらに、申立期間は4年5か月と長期間であり、申立人が平成5年11月まで申立人の申請免除期間に係る保険料の追納を行わなかったことを踏まえると、申立期間の保険料が未納であることに不自然さはみられない。

加えて、各種の氏名検索を行ったが、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から61年3月まで

私が療養のため会社を退社し、しばらくたった昭和58年6月ごろ、妻がA市役所で私の国民年金の任意加入手続をした。

加入後、妻が、市役所から送付された納付書を郵便局へ持参し、毎月、私の国民年金保険料を納付していた。

妻は、第3号被保険者に切り替わる昭和61年3月まで、私の保険料を納付していたはずであり、申立期間について納付記録が無く未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年6月ごろ、妻がA市で申立人の国民年金の加入手続を行い、同年6月以降第3号被保険者資格を取得した61年4月の前月までの国民年金保険料も妻が納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（昭和58年7月12日作成）を見ると、昭和59年7月25日に任意加入被保険者資格を喪失し、同年6月まで保険料を納付していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、申立人の妻は、昭和61年4月ごろに申立人に係る第3号被保険者資格の取得手続を行ったと陳述しているところ、A市の2冊目の国民年金被保険者名簿（昭和61年6月25日作成）を見ると、申立人が、第3号被保険者資格を取得した記録があることが確認でき、陳述と符合する。なお、1冊目の被保険者名簿には、申立人が第3号被保険者資格を取得した記録は無く、一方、2冊目の被保険者名簿には、58年6月から59年6月までの納付記録が無い。

これらの記録から、A市は、昭和59年7月25日に申立人の任意加入被保険者資格を喪失させた後に、いったん申立人に係る被保険者名簿を閉鎖し、申立

人の妻が61年4月ごろに申立人に係る第3号被保険者資格の取得手続を行ったことを契機に、新たに申立人に係る被保険者名簿を作成したと考えるのが自然であり、申立期間について、同市が申立人を年金未加入者と記載しているところ、同市が申立人から申立期間の国民年金保険料の納付を受け付けたとは考え難い。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時の申立人の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

結婚した昭和38年ごろ、親に勧められたので、自分でA区役所に行き、夫婦二人分の国民年金の加入手続をしたと思うが、所持している年金手帳には36年4月1日と書いてあるので、この日に加入手続したと思う。

はっきりとは覚えていないが、区役所から証書又は請求書の様な書類が送付されてきた。送られてきた請求書を持参して、郵便局又は区役所の窓口で国民年金保険料を納付したと思う。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年又は結婚した38年ごろ、親に勧められたので、自分でA区役所に行き、夫婦二人分の国民年金加入手続をした後、区役所から請求書のような書類が送付されてきたので、申立期間の保険料を郵便局又は区役所の窓口で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期を見ると、昭和41年12月27日に国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、36年又は38年ごろ、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、この国民年金手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、昭和39年9月以前の国民年金保険料は、時効により制度上納付することはできない上、同年10月から40年3月までは過年度保険料となるが、申立人は、当該期間についてさかのぼって保険料を納付した記憶は無いと陳述している。

さらに、申立人の妻の納付記録を見ると、オンライン記録から、申立期間のうち、昭和36年9月から40年3月までの国民年金保険料は未納の記録となっ

ている上、申立人の妻は、既に死亡しているため、当時の具体的な納付状況は不明である。

加えて、申立人は区役所から証書又は請求書の様な書類が送付されてきたので、郵便局又は区役所の窓口で国民年金保険料を納付したと申し立てているところ、B市の保険料収納方式は、昭和47年度までは印紙検認方式であり、申立内容と符合しない。

このほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

私は、昭和50年7月に国民年金の加入手続を行い、以降の保険料は定期的に納付した。年金記録を確認すると、申立期間については、国民年金に加入していないとされているが、第3号被保険者になる61年3月まで、保険料を継続的に納付した。納付できないので申立期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の被保険者資格の喪失に係る届出を行った記憶は無いと主張しているが、申立人が所持する年金手帳によると、申立人は昭和50年7月22日に任意加入により国民年金の被保険者資格を取得した後、申立期間の始期に当たる58年4月27日に国民年金被保険者資格を喪失した旨の記録が確認でき、申立人の意思により資格の喪失の届出がなされたと考えるのが自然である。

また、上記の記録内容は、A市が保管する国民年金被保険者名簿の記録、特殊台帳の記録及びオンライン記録と一致することから、申立人が申立期間において国民年金の被保険者として取り扱われていたものとは考え難く、制度上、未加入期間である申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から60年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から60年11月まで

昭和54年11月に会社を退職したことを契機に、妻が私の国民年金の加入手続を行った。保険料の納付についても、妻が、私と妻自身の夫婦二人分の保険料を一緒にして、集金人に定期的に納付した。妻の保険料は集金されているのに、私の保険料だけが集金されなかったとは考え難い。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年11月に会社を退職したことを契機に、申立人の妻が国民年金への加入手続を行い、保険料の納付についても、妻が、集金人に対して、申立人と妻自身の夫婦二人分の保険料を一緒に、定期的に納付したと主張しているが、A市によると、集金人による保険料の収納は、昭和52年度末で終了し、申立期間については、主に納付書の発行又は口座振替により保険料を収納していたとしており、申立内容と一致しない。

また、申立人及び自身の保険料納付を行っていたとする申立人の妻について、A市が保管する国民年金被保険者名簿によると、同名簿の備考欄において、昭和53年度第2期分を始期とし、口座振替により保険料を納付することを昭和53年7月に申し込んだ旨の記録が確認でき、当該名簿に保険料納付の検認記録が認められる56年3月までの期間について、申立人の妻は、口座振替により保険料を納付したものと推認され、申立内容と一致しない上、申立人に係る同名簿には口座振替により保険料を納付することを申し込んだ旨の記録は確認できないことから、申立人の妻が、申立人と自身の夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたものとは考え難い。

さらに、申立期間は71か月と長期間であり、これほどの期間にわたり事務

処理の誤りが継続されたとは考え難い上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から49年9月まで

私は、昭和39年1月に会社を退職したので、当時、同居していた父親あるいは叔母のいずれかが、私の国民年金の加入手続を行い、以降の保険料についても、父親あるいは叔母のいずれかが、私の保険料を含めて定期的に一緒に納付していたと思う。

しかし、年金記録を確認すると納付記録が無いので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年1月に払い出されている上、オンライン記録では、申立人を第3号被保険者とする処理が、同年1月24日に行われていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、上記とは別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の父親及び叔母は亡くなっている上、申立人自身は直接関与していないため、申立期間に係る加入状況及び納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から46年3月まで

私は、昭和46年10月にA区役所でB市からC市への転入手続を行った際、受付の職員から国民年金への加入と過去の未納分の保険料の一括納付を勧められたことから、加入手続を行うとともに、その職員に申立期間の保険料を一括納付した。納付額については、数万円を用意して現金で納付したと思うが、正確な金額は覚えていない。受付の職員が青い事務服を着ていたことや、青いカーボン紙の領収書を受け取ったことなど、その際の記憶が鮮明に残っている。また、加入時に交付された年金手帳にも資格取得日が43年10月1日と記載されていることから、申立期間の保険料を納付したことは確かだと思う。

未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を一括納付した保険料額について、数万円を用意して現金で納付したと思うが、正確な金額は覚えていないとしており、納付金額が曖昧である。

また、申立人の特殊台帳によると、申立期間について、申立人が特例納付を行った記録は確認できず、オンライン記録と一致している上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和46年10月、区役所で国民年金の加入手続を行った際に、加入手続を行った職員に申立期間の保険料をさかのぼって一括納付したと主張しており、申立期間の保険料を納付するためには、特例納付及び

過年度納付による必要があるが、C市によると、当時、特例納付の勧奨を目的とし、社会保険事務所（当時）の職員が参加した集合徴収を除き、通常、区役所の窓口では特例納付及び過年度納付について、保険料の収納を行っていなかったとしており、申立内容と一致しない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から平成3年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から平成3年10月まで

私は、A市B町に居住していた昭和57年12月ごろ、同市C出張所で国民年金に加入した。国民健康保険と国民年金は同じ課ということで、市の女性職員が保険料を集金に来てくれたので、毎月納付していた。平成3年11月に会社に勤めたので厚生年金保険に替わったが、数週間後、最後の1か月分が未納ですと、名前は忘れたが同課の男性職員から連絡があった。手元に領収書があったので、納付した旨を伝えた。当該集金人は退職したことが分かった。私は領収書を3年保存後に廃棄しているので当時のものは残っていないが、申立期間については納めたことに確信がある。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年12月に加入手続を行い、その後、毎月来る集金人に現年度納付していたと主張しているが、A市によると、集金人による保険料の収納は、昭和52年度末で終了し、申立期間については、主に納付書の発行又は口座振替により保険料を収納していたとしており、申立内容と一致しない。

また、オンライン記録によると、申立期間を含む昭和55年12月から平成3年10月までの期間及び4年10月の未加入期間を新たに国民年金の被保険者期間とする処理が、17年11月21日に行われていることが確認でき、このころまで申立期間は未加入期間と取り扱われていたものであり、申立期間の保険料は、当該記録整備時点では、時効により納付できない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所(当時)が保管する国民年金手帳記号番号払

出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、上記とは別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は107か月と長期間であり、これほどの期間にわたり事務処理の誤りが継続されたとは考え難い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から52年3月までの期間及び58年1月から平成2年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から52年3月まで  
② 昭和58年1月から平成2年2月まで

私の国民年金に関しては、母がすべて行ってきてくれたので、私は何も分からない。しかし、母は自身の国民年金保険料をすべて納付しているのに、私に未納期間があることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が自身の国民年金被保険者期間の保険料をすべて納付しているのに、申立人に未納期間があることは納得できないと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年度の適用特別対策により母親と連番で払い出されており、申立人については20歳到達日である昭和39年\*月\*日まで、母親については国民年金制度が発足した36年4月1日まで、それぞれさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得している。したがって、手帳記号番号の払出時点において、母親の被保険者期間のうち、39年3月以前の保険料は、時効により納付することができなかつたものと考えられるところ、母親の納付記録を見ると、時効により納付できなかつた当該期間を含め36年4月から60歳期間満了までの保険料を完納している。これについては、手帳記号番号が払い出された当時において、母親は54歳であり、年金受給を目前にして、その後実施された特例納付期間中に保険料をさかのぼって納付したのものと考えることも不自然ではないが、申立人は当時22歳であり、60歳期間満了まで38年間を有することなどを踏まえると、申立人とその母親とでは、申立期間①当時において、保険料の納付をめぐる事情が大きく異なっていたことがうかがえる。その上、申立人は、申立人の妻の保険料についても、母親が

一緒に納付していたと陳述しているところ、妻の申立期間①に係る保険料も未納となっている。

また、申立期間②については、申立人の妻は保険料を納付済みである一方で、申立人は、申立期間②のうち、昭和59年4月から60年3月までの1年間が免除期間となっており、この点を含めて申立人及びその妻に事情を聴取したが、夫婦共に、国民年金に関しては一切を申立人の母親が行っていたので全く分からないと陳述するのみであるほか、母親も既に亡くなっているため、当時の具体的な納付事情等については不明である。

さらに、申立期間①及び②は合計20年以上に及び、この間に国民年金保険料の納付方法が印紙検認方式から納付書方式に切り替わっているが、納付方法の異なる両期間を通じ、しかもこのような長期間にわたり、納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人の母親が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる特段の周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

A市B区に居住していたところに、私が夫婦二人分の国民年金の加入手続きを一緒に行い、当時、自宅に来ていた集金人に私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。

保険料額は100円あるいは200円ぐらいで、集金人に保険料を納付すると、手帳にシールを貼<sup>は</sup>って丸い印を押してくれていたように記憶している。

年金手帳を見ると、昭和36年4月から加入しているのに、最初の1年間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者の資格については、国民年金制度が発足した昭和36年4月1日現在において満20歳以上の者(任意加入被保険者等を除く)は、加入手続きの時期及び保険料納付の有無にかかわらず、基本的に国民年金制度が発足した同年4月1日に取得するものとされている。

そこで、申立人夫婦に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、夫婦がA市B区から転居した同市C区において、昭和38年2月に連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、ともに36年4月1日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得している。したがって、申立期間の保険料は、この手帳記号番号の払出時点では過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかつたものと考えられる上、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も、申立期間の保険料は同様に未納とされており、申立人に過去の保険料をさかのぼって納付した記憶も無い。

また、申立人夫婦に係る別の国民年金手帳記号番号が、昭和36年6月に、



B区において連番で払い出されていることが確認できるが、夫婦に係る同区の被保険者名簿を見ると、国民年金手帳の交付前において所在不明のため、翌年の37年4月30日に区役所が社会保険事務所(当時)に年金手帳を返還したことをうかがわせる記載とともに、42年3月に住所調査を実施した結果、その約4年前の38年1月24日にC区へ転出していたことが判明し、職権により転出処理を行ったことが詳細に記載されていることから、申立人がB区を転出する際、国民年金関係の転出手続を適切に行っていたものとは考え難い上、同区において払い出された手帳記号番号の年金手帳については、申立人夫婦に対し、交付されなかった可能性も否定できない。しかも、申立人は、現在所持するオレンジ色の夫婦の年金手帳は、48年以降に再交付されたものであるとし、再交付前に所持していた夫婦の年金手帳は、それぞれ1冊だけであったと陳述していることなどを踏まえると、申立人が再交付前に所持していたとする夫婦の年金手帳は、転居後のC区において払い出された手帳記号番号の年金手帳であったと考えられ、当該手帳記号番号の払出時点において、同区の集金人に現年度納付が可能であった申立期間直後の37年4月の保険料(当時も保険料月額100円)から納付を開始したものとみるのが自然である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対し、上記以外に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

A市B区に居住していたところに、夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続きを一緒に行い、当時、自宅に来ていた集金人に夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。

保険料額は100円あるいは200円ぐらいで、集金人に保険料を納付すると、手帳にシールを貼って丸い印を押してくれていたように記憶している。

年金手帳を見ると、昭和36年4月から加入しているのに、最初の1年間は未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者の資格については、国民年金制度が発足した昭和36年4月1日現在において満20歳以上の者(任意加入被保険者等を除く)は、加入手続きの時期及び保険料納付の有無にかかわらず、基本的に国民年金制度が発足した同年4月1日に取得するものとされている。

そこで、申立人夫婦に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、夫婦がA市B区から転居した同市C区において、昭和38年2月に連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、ともに36年4月1日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得している。したがって、申立期間の保険料は、この手帳記号番号の払出時点では過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかったものと考えられる上、申立人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、過去の保険料をさかのぼって納付した記憶も無く、申立期間の保険料は申立人と同様に未納とされている。

また、申立人夫婦に係る別の国民年金手帳記号番号が、昭和36年6月に、

B区において連番で払い出されていることが確認できるが、夫婦に係る同区の被保険者名簿を見ると、国民年金手帳の交付前において所在不明のため、翌年の37年4月30日に区役所が社会保険事務所(当時)に年金手帳を返還したことをうかがわせる記載とともに、42年3月に住所調査を実施した結果、その約4年前の38年1月24日にC区へ転出していたことが判明し、職権により転出処理を行ったことが詳細に記載されていることから、申立人がB区を転出する際、国民年金関係の転出手続を適切に行っていたものとは考え難い上、同区において払い出された手帳記号番号の年金手帳については、申立人夫婦に対し、交付されなかった可能性も否定できない。しかも、申立人の夫は、現在所持するオレンジ色の夫婦の年金手帳は、48年以降に再交付されたものであるとし、再交付前に所持していた夫婦の年金手帳は、それぞれ1冊だけであったと陳述していることなどを踏まえると、夫が再交付前に所持していたとする夫婦の年金手帳は、転居後のC区において払い出された手帳記号番号の年金手帳であったと考えられ、当該手帳記号番号の払出時点において、同区の集金人に現年度納付が可能であった申立期間直後の37年4月の保険料(当時も保険料月額100円)から納付を開始したものとみるのが自然である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対し、上記以外に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から41年3月まで

昭和40年5月に結婚してしばらくした時に、夫の国民年金の加入手続の案内が自宅に届き、その後、私が夫婦二人分の加入手続をA区役所のB出張所で行った。

その際、20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付することができるという聞き、後日、電話で保険料額を確認してから、何回かに分けて、同出張所の窓口で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続後に申立期間の国民年金保険料を区役所の出張所の窓口でさかのぼって納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市A区において昭和41年8月20日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、38年11月及び同年12月の国民年金保険料は、制度上納付することはできず、また、申立期間のうち、39年1月から41年3月までの保険料は過年度保険料となり、区役所で納付することはできない。

また、申立人は、A区役所B出張所の窓口で過年度保険料を納付する際、納付書は無かったと申し立てているが、同出張所では、当時、納付書の無いまま保険料収納することはなかったと回答しており、申立内容と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み

検索などを行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年3月までの期間及び同年5月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から44年3月まで  
② 昭和44年5月から49年3月まで

昭和44年4月と同年5月の入退社時に国民年金と厚生年金保険の切替手続を行った記憶がある。

申立期間の保険料については、第1回目又は第2回目の特例納付実施期間中に、全期間納付になるようにという父からの助言と援助により、自分で、区役所内の銀行出張所で全額納付したにもかかわらず、未納とされており納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、第2回特例納付実施期間中である昭和50年1月10日に払い出されており、申立人が申立期間①及び申立期間②のうち、44年5月から48年3月までの期間の国民年金保険料を特例納付し、また申立期間②のうち同年4月から49年3月までの期間の保険料を過年度納付することは可能である。

しかし、申立人は、申立期間の国民年金保険料について特例納付により、区役所内の銀行窓口で納付したと申し立てているが、特例納付に係る保険料を区役所内の金融機関で納付することはできない。

また、申立人は、特例納付を行った時期及び納付した金額について明確に記憶していないなど、具体的な納付状況等が不明である。

さらに、当時、A市では年金受給権確保の観点から、35歳以上で60歳に到達するまでの間、未納なく納付したとしても期間が不足する者を対象に過年度

納付及び特例納付の勧奨を行っていたものの、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立人は28歳であったことから、その必要はなく、特殊台帳を見ても、申立期間について過年度納付及び特例納付の勧奨が行われた事跡を確認することはできなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査や氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 4248

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から40年3月まで

自宅を訪れた区役所の職員に国民年金の加入を勧められ、母が国民年金の加入手続きを行い、当初の保険料を納付してくれていた。

納付した時期及び納付した金額等は思い出せないが、母から、過去の未納期間の保険料については、郵便局で一括して納付したと言われたことや、長方形の領収書を見せられた記憶が確かにある。

申立期間の保険料については、母が納付してくれていたはずであるので、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和40年9月15日に払い出されており、また、申立人の所持する国民年金手帳記載の発行日も同日であることが確認できることから、この時点において、申立期間のうち、36年9月から37年12月までの期間の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、母が納付してくれたとしているものの、その母は、昭和38年1月に既に他界しており、陳述と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付には関与しておらず、申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年7月1日から25年12月25日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和32年10月1日から33年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年7月1日から25年12月25日まで  
② 昭和32年10月1日から33年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間①のA社における厚生年金保険加入期間について、脱退手当金が支給されたことになっていることが分かった。

A社退職後に社会保険事務所に行ったことは無く、脱退手当金の請求も受給もしていないので、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、職業訓練所の紹介により、B社でC業務の仕事に従事した。業務終了により、同社を退職したが、退職後にはD市の公共職業安定所で失業保険を受給した。失業保険を受給することができたのであれば、厚生年金保険にも当然加入していたと思うので、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社を退職する際に、同社から脱退手当金についての説明は無く、脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えも無いとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約8か月後の昭和26年8月8日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、保険給付欄に「脱手」と記載があり、資格期間、支給金額及び支給年月日はオンライン記録と一致している上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後とは別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

加えて、申立期間当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②については、申立期間及び申立内容がB社から提出された「事業経歴検索結果明細」と符合すること及び複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間にB社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は申立期間当時の人事記録等を保存しておらず、申立期間における厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人が記憶している同僚二人も、B社に係る厚生年金保険加入記録は無い。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6317

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月ごろから 30 年 4 月ごろまで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。同社では、B業務従事者として1年ぐらい勤務したので、記録を調べて、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 30 年 6 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社に昭和 30 年 3 月 25 日に入社したとする元従業員は、「入社後しばらくの間は健康保険被保険者証を受け取っておらず、保険料の控除もなかったと思う。」と陳述している。

さらに、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため陳述が得られず、申立人の保険料控除に係る記憶も曖昧である。

このほか、申立期間における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6318

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月1日から54年12月30日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社の元事業主は申立人を覚えておらず、雇用保険の加入記録も無いことから、申立人の申立期間における勤務実態は確認できない。なお、当該事業主は、昭和48年1月以降、厚生年金保険に加入していない。

また、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い。

さらに、A社は、商業登記の記録並びに申立人及び元事業主の陳述からB業務会社であったと考えられるところ、申立期間当時、B業は厚生年金保険の強制適用対象業種ではなかった。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 1 日から 49 年 5 月 31 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。  
申立期間にA社に勤務していたことは確かで、厚生年金保険料も控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 57 年 1 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、昭和 23 年ごろと 50 年 12 月にそれぞれ入社したとする元従業員二人も、「A社が厚生年金保険に加入した時期は昭和 57 年 1 月 1 日で間違いなく、同年 1 月の給料から厚生年金保険料を控除された。」と陳述している。

さらに、申立人がA社の同僚として名前をあげている者は、オンライン記録において、申立期間前の昭和 44 年 4 月から、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となる直前の 56 年 12 月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる上、当該同僚は、「会社が厚生年金保険に加入するまで、自分で国民年金保険料を納付していた。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 1 日から 37 年 12 月 1 日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。申立期間は、昭和 33 年 1 月に A 社を退職後、37 年 12 月に B 社に入社するまでの期間である。当時は結婚前であったが、申立期間のうちの 3 年 6 か月から 4 年ぐらいの間は C 業務関連事業所に勤務していたことは間違いない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は既に死亡しており、申立人の妻も、「申立期間は婚姻前であり、当時の申立人の住所、勤務先及び友人・同僚の名前等は分からない。」旨陳述していることから、申立期間当時の勤務状況を確認する手がかりは得られない。

また、申立人が申立期間の直前に勤務した A 社の元従業員に照会しても、申立人を覚えている者は無く、申立期間当時の事業主は連絡先が不明のため、申立人が申立期間も同社に勤務していたことについても確認できない。

一方、申立人が申立期間の直後に勤務した B 社については、申立人が同社で資格を取得している昭和 37 年 12 月ごろに同社に入社したとする元従業員が、「申立人は、私が入社した時、既に勤務していた。」と陳述していることから、時期は特定できないものの、申立人が申立期間の一部において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で資格を取得した日と同一日の昭和

37年12月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、B社において申立人と同様に適用事業所となった日に資格を取得している元従業員3人は、いずれも、「B社が適用事業所になる以前から同社で勤務していたが、厚生年金保険料が控除され始めたのは、適用事業所となった昭和37年12月からである。」と陳述している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月10日から同年9月3日まで  
② 昭和30年2月1日から31年2月3日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①は、A社で継続して勤務していた。申立期間②は、B社で勤務していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の妻は、申立人が昭和28年9月3日まで継続してA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和29年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、同社に係る商業登記の記録は、保存期間経過のため確認することができないことから、申立期間当時の事業主を特定できず、同社等から申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、申立人の妻は、申立期間当時の申立人の同僚の氏名を承知していないため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会したが、申立期間における勤務を確認できる回答は得られなかった。

加えて、当該被保険者名簿において、申立人の昭和28年1月10日の被保険者資格の喪失時に健康保険被保険者証が返還されたことを示す「証返納済」の記載が見られるほか、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

申立期間②については、申立人の妻は、申立人がB社に勤務し、厚生年金保



険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、昭和32年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社等から申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいない。

一方、申立期間後に申立人の被保険者記録が確認できるC社は、昭和34年2月1日付けでD社に名称変更していることから、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も確認したが、申立期間における加入記録は確認できない。

また、C社は、昭和39年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社等から申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することもできない。

さらに、前述のC社に係る被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会したが、申立期間における勤務を確認できる回答は得られなかった。

加えて、申立期間において、B社及びC社で被保険者資格を取得している複数の者は、「自身の記憶と年金記録は符合している。」と回答しているところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人がC社での資格取得時に払い出された記号番号の払出日は、昭和31年2月10日であり、申立人の同社における資格取得日とほぼ符合しており、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月1日から29年3月1日まで  
② 昭和29年4月30日から同年7月31日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B出張所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答があった。同社B出張所には、昭和28年11月に上司の紹介で入社し、当該上司と一緒に29年7月に退職したので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社B出張所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社B出張所は、昭和29年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社C本社も54年に解散しているため、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人が記憶している上司は既に死亡しており、同僚の連絡先は不明であるため、これらの者からも、申立期間における申立人の勤務実態等について陳述を得ることはできない。

さらに、申立期間①については、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る元従業員のうち、資格喪失日が昭和29年1月16日である者一人及び同年2月1日である者二人はいずれも申立人を記憶しておらず、申立人自身も当該3人を記憶していない。

加えて、申立期間②については、申立人は、A社B出張所の上司と共に同出張所を退職したとしているところ、前述の被保険者名簿を見ると、当該上司の資格喪失日も申立人と同じ昭和29年4月30日であることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿の記録に健康保険整理番号の欠番等の不自然な点は見当たらない上、A社B出張所に係る被保険者証番号決定簿を見ると、申立人及び前述の上司を含む4人の資格喪失届が昭和29年5月17日に社会保険事務所で受け付けられた時点で、同社B出張所の厚生年金保険被保険者は1人になったと記録されており、その後同年7月1日に同社B出張所は社会保険事務所の認定廃止により厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、当該認定廃止について、日本年金機構は、「申立期間②においては、同社B出張所の事業実態が無かったものと考えられる。」としている。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月から 43 年 2 月まで  
② 昭和 49 年 3 月から 50 年 7 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①はA社に、申立期間②はB社C営業所に、それぞれ勤務したので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に昭和39年ごろから従業員として勤務していた現在の事業主の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同事業所の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

また、前述の事業主は、「A社は、申立期間当時から個人事業所であり、申立期間に従業員の厚生年金保険の加入手続は行っておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したとは考え難い。」と陳述している。

申立期間②については、申立人は、B社C営業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時にB社で人事関係の事務を行っていたとする元経理総務担当者は、「申立人のことは記憶に無く、同社と申立人の間に雇用関係は無かった。」と陳述しており、また、申立期間当時に同社C営業所の責任者であった者は、申立人を記憶しているものの、「申立人と同社との間に雇用関係があったかどうかは分からない。」と陳述している。

さらに、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録は無く、B社は、申立期間当時にD厚生年金基金及びE健康保険組合に加入しているところ、当該厚生年金基金及び当該健康保険組合に照会したが、申立人の記録は無いとの回答であった。

このほか、申立人には、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除について明確な記憶が無く、保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6324 (事案 4723 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月27日から48年6月1日まで  
② 昭和56年8月1日から同年11月1日まで  
③ 昭和58年4月1日から59年6月1日まで  
④ 昭和61年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和47年11月27日から50年3月までの期間及び56年8月1日から平成2年10月までの期間について、A社(現在は、B社)C支社に常勤のD業務従事者として在職していたことは、同社発行の在職証明書で証明されているとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが認められない旨の通知を受けた。

上記通知を受理後、A社の元幹部から、「勤務している社員の厚生年金保険を会社が本人に断りもなく脱退させることはない。」との証言が得られたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人と同職種の複数の同僚は、「継続して勤務していても、雇用上の職階に応じて社会保険への加入取扱が異なっており、社会保険に加入していない期間については、給与から保険料は控除されていなかった。」旨陳述していること、また、申立期間の一部については、国民年金保険料の納付済期間又は法定免除期間となっていることが確認できることなどから、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる事情等は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年11月13日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

申立人は、上記のA社の元幹部であった者の証言を根拠として再申立てを行っているが、同氏に照会を行ったところ、「当社のD業務従事者については定期に査定を行い、その結果、一定以下の職階に降格された場合は、継続して勤務していても厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていた。資格の無い期間については、給与から保険料も控除していない。」と陳述しており、当該陳述は当初の申立て時に照会を行った同僚の回答内容と同趣旨であることから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 7 月 30 日から 52 年 10 月 21 日まで  
② 昭和 53 年 1 月 18 日から 54 年 8 月 25 日まで

私は、昭和 48 年 5 月 1 日から 52 年 10 月 21 日まで、A 社で正社員として勤務していた。

社会保険事務所（当時）において厚生年金保険の記録を確認したところ、A 社における資格喪失日は昭和 49 年 7 月 30 日とされており、申立期間①の加入記録が無いとの回答であった。

また、申立期間②については、昭和 53 年 1 月 18 日から 54 年 8 月 25 日まで、知人の紹介をうけて、B 社 C 工場の臨時社員として勤務していたが、当該期間のすべてについて加入記録が無いとの回答であった。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社における雇用保険の加入記録並びに同事業所の事業主及び同僚の陳述から、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和 51 年 11 月 20 日までの期間は同事業所で勤務していたことが推認される。

しかしながら、A 社は、昭和 49 年 7 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は同事業所が厚生年金保険の適用事業所とはなっていない期間に当たる。

また、A 社が適用事業所でなくなった後も引き続き勤務し、同事業所が解散した昭和 51 年 12 月ごろまで勤務していた同僚 4 人の国民年金納付記録を調査したところ、このうち 2 人は当該期間において国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、これらの者は、当時、厚生年金保険に未加入であるこ



とを承知し、国民年金保険料を納付したものと考えられる。

さらに、事業主は、「適用事業所ではなくなっていた申立期間については、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」旨回答しているほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から複数の同僚を抽出調査したが、申立期間も引き続き給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述は無い。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、知人の紹介を受けて兄と一緒にB社C工場で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人の兄は、「申立人と私は、B社から仕事を請け負っていた知人の下請として勤務していた。」旨の陳述をしているほか、同社は、「下請として当社の業務を請け負っていた者とは雇用関係は無く、これらの者を当社で厚生年金保険に加入させることはない。また、当時の従業員名簿も確認したが申立人の氏名は見当たらない。」旨回答している。

また、申立人及びその兄は、申立期間中の給与は、上記知人から支払われていたと陳述しているところ、申立人の兄は、「給与はその知人から時給制でもらっていた。知人は個人で仕事を請け負っていたため、当時、申立人と私は社会保険には加入していなかった。」と陳述しているほか、申立人及びその兄は当該知人の氏名を記憶していないため、同人から申立人の厚生年金保険料控除等について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における被保険者記録は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 12 月 5 日から 47 年 8 月 26 日まで  
② 昭和 47 年 8 月 26 日から 63 年 12 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社は、夫が事業主であり、昭和 63 年 12 月に夫が亡くなるまでの間は一緒に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人及び複数の元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間にA社で被保険者資格を取得している同僚は、当時の同僚として申立人を含めて7人の氏名を挙げているが、そのうちの3人については、同社での厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

また、上記の同僚は、申立期間に被保険者期間の欠落がみられるところ、当該欠落について、「奥さん（申立人）から、『会社の都合で保険料を支払えないから、いったん保険をやめるけど、またすぐ入れる。』と言われた。」旨陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、事業主である夫と共に昭和 42 年 12 月 5 日に資格を喪失し、夫のみ同日付で資格を再取得した後、47 年 8 月 26 日に資格を再度喪失していることが確認できるところ、資格の喪失に伴う健康保険被保険者証の返納を示す「返」又は「証返」の記載が、申立人については1回、申立人の夫には2回と資格の喪失記録どおりに認められるほか、申立期間の健康保険整理番号に欠番が無いなど、同

名簿の記録に不自然な点は見られない。

加えて、事業主である申立人の夫及び申立人が申立期間当時の会社の事務処理を委託していたとする会計士は既に死亡しており、申立期間当時の関係資料も残っていないことから、申立期間における保険料控除の状況等は確認できない。

申立期間②については、A社は、昭和47年8月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、オンライン記録によれば、申立人は、事業主である申立人の夫と共に、申立期間の始期からそれぞれ60歳に到達するまでの間、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②に係る保険料の控除についてこれを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 5 月 26 日から 27 年 3 月 13 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には前職退職後間を置かずに入社し、B業務従事者として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元経理担当者の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は昭和 37 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主等の連絡先は不明であり、事務担当者も特定できないため、これらの者から、申立期間における厚生年金保険料控除等の状況を確認することはできない。

また、A社において申立期間に被保険者記録の有る元従業員一人が当時の同僚として記憶するB業務従事者の二人の者は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できない上、同名簿において申立期間の健康保険整理番号に欠番が無いことから、同社では、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月1日から35年1月5日まで  
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社又はB社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間は、A社に継続して勤務し、その後引き続き、B社で勤務したが、A社での加入記録は申立期間前の2か月しかなく、B社での加入記録は、申立期間後の20か月しかない。

A社からB社にいつ転職したかは覚えていないが、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員が「私が昭和31年に入社した時、申立人はB社の従業員だった。」と陳述していることから判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは考え難い。一方、B社の元事業主は、「申立人は、私がA社から独立開業した昭和31年11月からしばらくの間勤務してもらったが、申立期間の途中で勤務していなかった時期があった。」と陳述していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人が、昭和31年11月から申立期間の一部期間において、B社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年11月1日であり、申立期間のうち、同日より前は適用事業所ではない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している6人の中に申立人の名前は無く、申立人は、昭和35年1月5日に、同社で被保険者として資格を取得し

ていることが確認できるところ、同社の元事業主は、「B社が適用事業所となった日に申立人が在籍していれば、ほかの従業員と一緒に加入しているはずなので、申立人は、そのころ、休んでいたか、ほかの事業所で勤めていたのかもしれない。」と陳述している。

さらに、B社が適用事業所となった昭和34年11月1日に資格を取得している元従業員に照会したが、申立人が同日に同社に在籍していたことがうかがえる陳述は得られなかった。

加えて、前述の元事業主は、「厚生年金保険に加入していない期間の申立人の給与から保険料を控除することはあり得ない。」としている。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月から38年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

A社には昭和33年11月ごろに入社し、B工場、C工場及びD工場の順で勤務した後、40年12月末に退職したので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

戸籍の附票により、申立人が昭和37年9月15日にE市からF市へ転居していることが確認できるところ、申立人は、同日以前はA社B工場で、同日以後は同社C工場及び同社D工場で勤務したと申し立てている。

しかし、申立人が同僚として記憶している3人のうちの一人及びその妻は、「申立人とはD工場で一緒だった。」としているものの、ともに勤務した時期は不明としている。また、残る2人の同僚及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録が有る元従業員12人のうち回答の得られた7人は、申立人を覚えていないことから、これらの者から申立期間における勤務実態は確認できない。

さらに、A社は、昭和43年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡しているほか、当時の経理担当者も特定できないため、申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

加えて、申立人は、「申立期間当時は、夫の健康保険の被扶養者となっていたので、自身の健康保険被保険者証は持っていなかった。」と陳述している。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、B学校在学中の昭和19年4月から学徒動員で勤務していたので、申立期間についても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤労働員学徒として勤務していた申立期間についても被保険者期間であったと認めてほしいと申し立てているところ、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、備考欄に「学徒」と記載されている29人のうち連絡のとれた4人及び同社の申立期間当時の事業主の子(後の事業主。以下「元事業主」という。)の陳述から、申立人を含むB学校の生徒が、勤労働員学徒として同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該4人及び元事業主は、いずれも申立人を覚えておらず、また、4人は勤労働員学徒としてA社に勤務した時期及び期間を覚えていないこと、及び元事業主は申立期間当時の関係資料等を保存していないことから、申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、備考欄に「学徒」と記載されている29人及び「学徒」の記載の無い3人(申立人を含む。)の合計32人が、申立人と同様に、昭和20年6月1日に被保険者資格を取得し、21年4月1日に資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立人及び前述の連絡の取れた4人のうちの1人は、勤労働員学徒であった時の待遇について、「給与の支給は無く、完全に奉仕であった。」と陳述していることから、A社が勤労働員学徒に給与を支給し、当該給与から保険



料を控除していたこととはうかがえない。

また、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和 16 年勅令第 1250 号）第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号（昭和 19 年 5 月 29 日）により、労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）の被保険者から除外される取扱いとなっていた。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 7 月 18 日から 30 年 9 月 8 日まで  
② 昭和 30 年 9 月 8 日から 32 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 27 年 3 月に中学校を卒業後、同年 4 月から 32 年 5 月までの期間、A 県の B 社 C 事業所に勤務したが、社会保険事務所(当時)の記録では、27 年 4 月 16 日から 28 年 7 月 18 日までの期間以外は厚生年金保険に未加入とされている。

しかし、昭和 32 年 6 月に D 県で再就職する直前の同年 5 月まで B 社 C 事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間であることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 27 年 4 月に B 社 C 事業所に入社し、32 年 5 月末日に退職するまで同社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間①及び②当時、B 社 C 事業所において厚生年金被保険者であった複数の従業員は、申立人の退職時期を記憶していないため、申立人の勤務状況について確認することができない。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから申立期間①及び②における申立人の勤務及び保険料控除についての状況を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚一人の氏名を挙げているが、オンライン記録において、当該同僚は申立人より前の昭和 28 年 4 月 8 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

申立期間②について、B 社は、昭和 30 年 9 月 \* 日に E 地方裁判所の決定により、破産宣告を受け、それに伴い、同社 C 事業所は同年 9 月 \* 日に厚生年金

保険の適用事業所ではなくなっていることが社会保険事務所の記録から確認できることから、申立人は、申立期間②当時、同社C事業所において被保険者ではなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 45 年 11 月 5 日から 46 年 11 月 6 日まで

私は、昭和 45 年 2 月 2 日から 46 年 11 月 6 日まで A 社 B 営業所に勤務していたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。45 年 2 月 2 日から 46 年 11 月 6 日まで、A 社に継続して勤務していたので、申立期間について再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が所持している I 業務従事者手帳に「昭和 45 年 2 月 2 日 A 社就職、46 年 11 月 6 日退職」の記載があることから、申立期間①及び②も同社に継続して勤務していたと申し立てている。

そこで、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立人は、昭和 45 年 2 月 2 日に C 社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 8 月 1 日に被保険者資格を喪失し、1 か月後の同年 9 月 1 日に D 社において被保険者資格を再取得し、同年 11 月 5 日に被保険者資格を喪失し、49 年 3 月 1 日に I 社において被保険者資格を再取得するまでの期間は年金未加入期間となっていることが分かる。

また、C 社及び D 社の事業主は兄弟であり、ともに「A 社」の商標名を使って E 地域を営業区域とする E 事業を営んでいたが、申立人が勤務していたと主張する「A 社 B 営業所」は、C 社の一営業所であったことが、同社の元取締役の陳述から確認できた。

さらに、C 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 45 年 8 月 1 日に被保険者資格を喪失している同社の従業員は申立人を含めて 59 人いるが、

そのうち40人が申立人と同様に1か月後の同年9月1日にD社において被保険者資格を再取得していることが確認できることから、C社の元取締役及びD社の元社会保険事務担当者が「C社の事業は、一時期D社に引き継がれ、同社は、C社から多数の従業員を受け入れた。」とする陳述と符合する。加えて、D社の元社会保険事務担当者は、「C社から移籍した従業員については、全員適正に入社手続をしている。」と陳述している。

これらの状況から、申立人は、申立期間①についても「A社B営業所」に勤務していた可能性は否定できないが、C社からD社への業務引継ぎに伴う混乱等により、申立人を含むC社の従業員に係るD社における被保険者資格の取得手続が遅れたことにより1か月の空白期間が生じたものとするのが自然である。

申立期間②について、申立人が勤務していたと主張する「A社B営業所」は、C社の事業主が昭和45年12月10日に設立したH社の本店営業所であることが、同社に係る商業登記簿から推定できる。

また、C社の元従業員で、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後にD社において被保険者資格を再取得している（申立人を含む）7人が、昭和45年11月5日に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、C社及びH社の事業主、元役員及びD社の元社会保険事務担当者が、「C社の元従業員でD社に移籍した者のうちの一部は、H社に復帰した。」とする陳述と符合する。

さらに、H社は、昭和56年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることがオンライン記録から確認できる。

加えて、C社及びH社の事業主は、H社においてもA社の商標名にて再度E事業を行なった旨陳述している。

これらの状況から、申立人は、申立期間②についても「A社B営業所」に勤務していた可能性は否定できないが、D社からH社への業務引継ぎに伴い、昭和45年11月5日付けで申立人を含むD社の従業員7人に係る被保険者資格の喪失届が社会保険事務所に提出されたものの、H社の厚生年金保険適用手続が遅れたことにより、申立人が退職したと主張するまでの空白期間が生じたものとするのが自然である。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、C社、D社、H社の事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 7 日から 49 年 4 月 10 日まで

私は、昭和 39 年 6 月 2 日に A 社に入社以来、50 年 2 月 21 日に同社を退職するまで、資格を失うことなく継続して勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、厚生年金保険の加入期間が、48 年 8 月 7 日から 49 年 4 月 10 日までの期間、空白となっていた。

当時の給与明細などは処分して残っていないが、給与より厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間も継続して A 社に勤務していたことは同社の同僚二人の陳述から推定できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社で勤務していた者のうち 3 人について、申立人と同様に空白期間があることが確認でき、うち申立人と同様に 8 か月間の空白期間がある同僚 1 人は、「私は、空白期間当時の給与明細を所持していたが、当該期間について、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と陳述している。

また、A 社の申立期間当時の事業主は、連絡先が不明のため申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない上、現在の事業主は、「賃金台帳、労働者名簿等及び当時の資料が残存していないため、申立人の在職等の確認はできない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 5 日から 44 年 10 月 1 日まで

平成 21 年 8 月 3 日に A 年金相談センターに厚生年金保険被保険者加入期間照会申出書を提出したところ、同年 9 月 11 日に H 社会保険事務所（当時）から昭和 43 年 4 月 5 日から 44 年 10 月 1 日まで勤務していた B 社の厚生年金保険加入期間について脱退手当金が支給されているとの回答を受けた。

申立期間前の C 県での勤務期間（D 社、E 社、F 社及び G 社）については一時金を受給したが、B 社は出産のため退職した為、同社では脱退手当金を受給した記憶は無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以前に勤務していた D 社、E 社、F 社及び G 社に係る厚生年金保険被保険者期間（90 か月）については退職金と思われる一時金を受給したと陳述しているが、B 社に係る厚生年金保険被保険者期間（18 か月）の脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立期間と申立人が一時金を受給したと陳述する上記 4 回の厚生年金保険被保険者期間を合算した 108 か月を基礎として計算された脱退手当金が昭和 45 年 3 月 4 日に支給決定されており、しかも、申立期間及び一時金を受給したと陳述する被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理されていることが確認できる。また、申立期間前の G 社の厚生年金保険被保険者資格の喪失から申立期間の被保険者資格の取得までは極めて短期間であり、この間に脱退手当金が支給されたとは考え難いなど、申立期間前に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、B 社における被保険者資格の喪失日（昭和 44 年 10 月 1 日）の約 1 か月半後の昭和 44 年 11

月 19 日に申立人に係る氏名変更手続を行った記録が確認できるところ、申立期間を含む脱退手当金は 45 年 3 月 4 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い変更されたものとするのが自然である。

加えて、B 社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿を見ると、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給対象期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 5 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 6 月 1 日から 31 年 9 月 15 日まで  
平成 4 年、年金受給の相談のため A 社会保険事務所（当時）に出向いたところ、昭和 35 年 4 月 20 日に脱退手当金を受け取っていると知らされた。当時、私は B 県に帰っていた。

C 社 D 工場を退職後 3 年 7 か月も経って、いったい誰が脱退手当金の請求をしたのか、社会保険事務所（当時）へ話をしても支払ったデータが残っているの一点張りで、どうしても納得いかないなら年金記録確認第三者委員会に申立てするしかないと言われた。

脱退手当金は請求したことも受給したことも無く調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 社 D 工場に勤務していた期間に係る脱退手当金を請求した記憶が無く、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、C 社 D 工場を退職後、昭和 51 年 1 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月10日から27年2月28日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和26年6月1日に入社し、申立期間も継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、当該事業所の現在の総務担当者は、「申立期間当時の資料は保管していないため、申立人が申立期間に勤務していたか否かは不明である。」と陳述している。

また、申立人が当該事業所の同僚として記憶しているC業務従事者は既に死亡している上、申立人が元上司であったとする者も、「申立人の記憶は無い。」と陳述しているため、申立期間における勤務状況を確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者記録のある元従業員19人に照会したが、申立人について記憶している者はおらず、申立人が申立期間において勤務していたことをうかがわせる陳述を得ることができなかった。

加えて、上述の被保険者名簿を見ると、申立人が資格を喪失した昭和26年7月10日に36人の被保険者が資格を喪失しており、当該事業所は、「36人の被保険者が昭和26年7月10日に資格を喪失した理由については定かではないが、申立期間に加入記録が無い以上、申立期間に保険料控除していたとは考え

難い。」と陳述している。

このほかに、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 26 日から 54 年 6 月 30 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も継続して勤務したのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当該事業所の役員で事業主の妻は、「申立人がA社に勤務していたのは事実だが、申立期間当時の資料は無く、勤務期間は分からない。」と陳述している。

また、申立人は、同僚の名前を記憶しておらず、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録がある元従業員に照会したが、申立期間における申立人の勤務実態等を確認できなかった。

さらに、上述の被保険者名簿の申立人に係る備考欄には、「53.10.4 証返納不能弁明書添付」の印が押されていることが確認できることから、昭和 53 年 10 月 4 日時点で、被保険者資格の喪失処理がなされたものと推認できる。

加えて、雇用保険の記録によれば、当該事業所での申立人の離職日は、昭和 53 年 8 月 25 日である上、申立人は、申立期間内に失業給付を受給していることが確認できる。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年12月ごろから28年9月ごろまで  
② 昭和33年1月22日から同年7月ごろまで  
③ 昭和34年4月ごろから35年1月ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間①はA社に、申立期間②はB社（現在は、C社）に、申立期間③はD社（現在は、E社）に勤務したので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、当該事業所の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、当該事業所の事業主及び同僚を記憶していないため、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、保険料の控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、当該事業所の同僚の氏名を記憶しておらず、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険

の被保険者記録がある従業員 14 人のうち、所在が判明した 10 人に対し、聴取することができた 4 人は、いずれも「申立人を記憶していない。」と陳述しているため、申立期間における勤務状況について確認することができない。

また、上記元従業員 4 人のうち 2 人は、自身が記憶する入社時期よりも 3 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できることから、当該事業所では、申立期間当時、必ずしも採用後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「会社から健康保険被保険者証をもらった記憶がなく、親の扶養に入っていた。」と陳述している。

加えて、C社は、B社における申立期間当時の関連資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態の状況は確認できない。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、保険料の控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、申立人は、D社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、当該事業所の同僚等を記憶しておらず、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録がある従業員 93 人のうち、所在が判明した 19 人に対し、聴取することができた 9 人は、いずれも申立人を記憶していないため、申立期間における勤務実態について確認することはできない。

また、E社は、申立期間当時の関連資料を保管していないため、申立期間における勤務実態の状況を確認することができない。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、整理番号の欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立期間③における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 7 月 31 日から同年 10 月 1 日まで  
② 平成 4 年 2 月 29 日から 6 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には昭和 63 年 7 月に入社し、平成 9 年 11 月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、元事業主の陳述及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間のうち、昭和 63 年 8 月 26 日から平成 9 年 10 月 20 日まで、A社に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立人が同社において被保険者資格を取得した日と同日の昭和 63 年 10 月 1 日であり、申立期間①は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所の元事業主は、「会社は既に閉鎖しており、申立期間当時の関連資料を保存していないため、申立期間における厚生年金保険料控除等については不明である。」と陳述している。

さらに、当該事業所に申立人より先に入社していたとする元同僚二人は、いずれも「入社後すぐには厚生年金保険には加入していない。」と陳述しており、この二人の厚生年金保険の加入記録を見ると、一人は申立人と同一日で、かつ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 63 年 10 月 1 日であり、ほかの一人については、同年 11 月 1 日となっていることがオンライン記録に

より確認できる。

このほか、申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、前述のとおり、申立人が、A社に勤務していたことが確認できる。

しかし、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、平成4年2月29日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後、6年3月1日に、再度、厚生年金保険の適用事業所に該当するまでの申立期間②は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所の元事業主は、「会社は既に閉鎖しており、申立期間当時の関連資料を保存していないため、申立期間における厚生年金保険料控除等については不明である。」と陳述している。

さらに、元従業員のうち、聴取できた3人は、いずれも「申立期間は会社の業績が悪く、給与はある時払いであった。厚生年金保険についても、保険料が支払えなかったため、事業主が全喪させたと思う。」と陳述している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と同一日の平成4年2月29日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、6年3月1日に再取得している者が9人確認でき（申立人を含む）、このうちの1人については、申立期間②に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

このほか、申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から 40 年 7 月 1 日まで

夫の厚生年金保険の加入状況等について、社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務し、C国に赴任していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬と大きく異なっていることが分かった。

事業所が保管している給与事項等の写しを提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している給与事項及び社員台帳の写しから、同社は、申立人に対し申立期間当時の標準報酬月額の最高等級に該当する給与を支給していたことが確認できる。

しかし、B社の担当者は、「申立期間当時の資料は保管していないため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額及び海外赴任者に係る給与規定について確認することはできないが、申立期間当時、海外赴任者は国内給と国外給があり、申立人は国内給の額で届出をされた可能性がある。」と陳述している。

また、昭和 36 年 5 月から 45 年ごろまでC国に赴任し、申立人と一緒に勤務していた唯一の同僚は、「毎月の給与は全額が外貨で支払われており、厚生年金保険料は、年 2 回、日本円で支払われる賞与からまとめて控除されていた。厚生年金保険料額は、国内給に基づき計算されていた。」と陳述しているところ、同氏のC国赴任中の標準報酬月額は、申立人と同様に 40 年 7 月まで等級

の改定が行われておらず、申立人と同程度の等級となっていることが、社会保険事務所における標準報酬月額に係る記録により確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における標準報酬月額が不自然に訂正された事跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年ごろから31年7月5日まで

社会保険事務所(当時)の記録ではD社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和31年7月5日となっている。しかし、私は28年ごろから同社に勤務し、29年\*月にE市の議員選挙があった際、立候補していた事業主の選挙応援をした。また、同年11月には婚姻し、同社の同僚からお祝いをもらったことがあるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述及び事業主の議員の任期に係る記録から、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間において、D社に勤務していたことが推認できる。

しかし、D社は、既に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び経理担当者は死亡していることから、申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができなかった。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出調査を行い、回答のあった複数の同僚は、いずれも同厚生年金保険被保険者資格の取得日以前から入社していたと陳述し、入社から被保険者資格の取得までの期間は2年ないし5年程度となっている上、当該複数の同僚は「一緒に入社した者はいなかった。」と回答しているにもかかわらず、上記被保険者名簿における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、複数の同僚が同一日となっていることが確認できることから、同社では、入社から一定期間経過後にまとめて厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

さらに、申立人は「申立期間における厚生年金保険料が事業主により控除さ

れていたかどうか、記憶に無く分からない。」と陳述している。

加えて、上記被保険者名簿において申立期間の健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 50 年 9 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間については、A社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主の妻及び同僚の陳述から、期間の特定はできないものの申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は既に解散しており、申立期間当時の関係資料を保管しておらず、申立人の叔父である事業主も死亡していることから、申立人の厚生年金保険料控除等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録のある元従業員に照会したが、同社における厚生年金保険の加入状況及び申立人の保険料控除を推認できる回答は得られなかった。

さらに、雇用保険の記録を見ると、A社における厚生年金保険の被保険者記録がある同僚には符合する雇用保険の記録が確認できるところ、申立人については、申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月1日から同年11月1日まで  
ねんきん特別便でA社C支店における昭和46年7月1日から同年11月1日までの記録が出てきたが、同社に勤務していたのは45年7月1日から同年11月1日であり、同年と46年の記入誤りであるので申立期間を厚生年金保険の資格期間に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年7月1日から同年11月1日までA社C支店に、勤務していたと申し立てている。

しかし、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から同僚を抽出し調査したところ、昭和46年7月1日に同社C支店に入社した同僚は、「申立人を覚えている。」と回答している一方、申立期間の45年7月1日に入社した同僚は、「申立人のことは知らない。」と回答している。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人の記号番号は昭和46年7月1日に払い出されていることが確認できること、上記被保険者名簿において、申立期間を含む45年6月から46年8月の間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の記録を見ると、資格取得日の順に記録されており記録に不自然な点はうかがわれないこと、及び申立人は同年7月1日付けで資格を取得しているところ、その記録は申立人と同日付けで資格を取得しているほかの39人の記録と同じゴム日付印で記帳されていることなどから判断すると、申立人はオンライン記録どおりの日付で資格を取得したものと考えるのが相当である。

さらに、A社は、「当時の資料は保存されていないため、申立人が申立期間に勤務していたかどうかは不明である。」旨を回答しており、申立人の勤務実

態について確認することはできなかった。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間の健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点も見当たらない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 8 日から 32 年 7 月 26 日まで  
社会保険事務所（当時）の記録では、私が A 社及び B 社に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。  
しかし、私は、B 社を退職した際に同社での勤務期間に係る脱退手当金を受給した記憶はあるが、A 社での勤務期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 社を退職後、同社での勤務期間に係る脱退手当金を受給したが、同社の前に勤務した A 社での勤務期間に係る脱退手当金は受給していないとしている。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立人の脱退手当金が支給決定される直前の昭和 37 年 10 月 31 日付け及び同年 11 月 2 日付けで脱退手当金の算定のために必要となる A 社での被保険者期間に係る標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所に回答したことを示す「回答済 37. 10. 31」及び「回答済 37. 11. 2」の表示が確認できる上、同社及び B 社における被保険者期間を合算した期間（72 か月）を計算の基礎とする申立人の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の同年 11 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A 社及び B 社における申立人の厚生年金保険被保険者記録は、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていたことから、同社での被保



険者期間に係る脱退手当金のみを支給するのは事務処理上不自然であるとともに、申立人が同社を退職後に受給したと記憶する脱退手当金の金額は、A社及びB社における被保険者期間を合算した期間（72 か月）を計算の基礎とする金額とほぼ符合しているほか、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 21 日から同年 8 月 3 日まで  
② 昭和 33 年 8 月 9 日から 40 年 1 月 31 日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社及びB社に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

そこで、申立人が申立期間に勤務した最終事業所であるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金が支給されたことを示す「40 脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険資格の喪失日から約6か月後の昭和40年7月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 21 日から同年 11 月 8 日まで

私は、昭和 46 年 8 月 21 日から同年 11 月 7 日まで A 社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、当該期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。当時、毎月の給与明細書により控除内容を確認しており、厚生年金保険料が控除されていたことを覚えているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社の事業主及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推定できる。

しかしながら、事業主は、「B 業務の経験が無い従業員については、入社後 3 か月程度の試用期間を設けており、試用期間経過後に社会保険への加入手続を行っていた。申立人は、B 業務免許は持っていたが、実務経験が無いため、3 か月の試用期間を設けていたと思う。」旨陳述している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる複数の同僚は、「A 社では入社後に試用期間があった。」旨陳述しており、うち一人の同僚は、「申立人は、B 業務の初心者だったので、C 業務しか行っていなかった記憶が有り、入社後 3 か月ぐらいは試用期間だったと思う。」旨陳述している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月から同年 10 月まで  
社会保険事務所（当時）の記録では、私が A 市の B 社に勤務した期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録並びに B 社が社会保険及び労働保険に係る諸手続を委託している C 協会提出の労働者名簿から、申立人は、平成 6 年 5 月 12 日から同年 9 月 17 日まで B 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B 社は、「当社は、従業員の出入りが激しい会社なので、申立期間当時は半年間の試用期間を設けて、その間に仕事ができるかどうかの見極めを行っており、試用期間中は厚生年金保険には加入させていなかった。申立人は、試用期間中に退職したので、厚生年金保険の加入手続を行っておらず、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。なお、雇用保険については、実際の入社日と退職日どおりの取得及び喪失の手続を C 協会に委託していた。」旨回答している。

また、C 協会は、「申立人の労働者名簿とともに雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び資格喪失確認通知書を保管しているが、厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失の関係書類は無く、B 社での申立人の雇用保険に係る手続を行ったが、厚生年金保険に係る手続は行っていない。また、労働保険料の年度更新手続の関係で、申立期間当時も現在と同様に、毎月、同社の賃金台帳により労働保険料及び社会保険料が適正な金額で控除されているかを確認しているため、厚生年金保険に未加入の従業員の給与から誤って厚生年金保険料が控除されていれば気が付くはずなので、申立人の給与から社会保険料が控

除されていたとは考え難い。」旨回答している。

さらに、申立人は、「B社から健康保険被保険者証は受け取っていない。」旨陳述している上、オンライン記録から、申立期間における同社での厚生年金保険被保険者資格の取得者に係る健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月から24年9月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社、B社及びC社でそれぞれ勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。各事業所には、昭和21年7月から24年9月までの期間にそれぞれ勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社、B社及びC社にそれぞれ勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間に勤務したとするA社、B社及びC社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所として記録は無く、各事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらない。

また、申立人は、A社、B社及びC社の事業主の姓しか記憶しておらず、同僚の氏名も記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認できない。

さらに、申立人は、「それぞれの事業所では、勤務時間は特に決められておらず、出来高で報酬が支払われる請負として勤務した。」と陳述している。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 6 日から 36 年 10 月 17 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 35 年 10 月から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社保管の「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から、申立人が昭和 36 年 10 月 17 日に資格を取得した旨の届出が同年 11 月 18 日に行われたことが確認できるところ、同社は、「申立人が資格を取得する前に給与から保険料を控除したとは考え難い。」と陳述している。

また、申立人が記憶する同僚は所在不明であるほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に資格を取得した元従業員のうち所在が判明し聴取することができた6人は、いずれも申立人を記憶しておらず、同僚等から、申立期間における勤務状況等を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 1 日から 35 年 2 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同事業所には、昭和 32 年 10 月から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 35 年 2 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において同事業所が適用事業所となった昭和 35 年 2 月 1 日に資格を取得している複数の元従業員に照会しても、申立期間における勤務実態は確認できなかった。

さらに、A社は、昭和 56 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の所在も不明であるため、同事業所等から申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認できない。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。